

参 考 資 料

目 次

資料-01 大気の汚染に係る環境基準等の概要	1
資料-02 騒音に係る環境基準	2
資料-03 航空機騒音に係る環境基準	2
資料-04 特定悪臭物質の規制基準	3
資料-05 水質汚濁にかかる環境基準等の概要	4
資料-06 土壤汚染に係る環境基準等の概要	12
資料-07 山形県環境学習支援団体	13
資料-08 環境やまがた大賞 受賞者一覧	15
資料-09 山形県環境基本条例	17
資料-10 環境行政関係法	22
資料-11 環境関係条例等	24
資料-12 主な環境関連法令等の体系(国、県の対応関係)	25
資料-13 市町村の環境保全に関する条例、要綱等	27
資料-14 市町村の環境関連施策策定状況	36
資料-15 環境年表	37

資料-01 大気の汚染に係る環境基準等の概要

1 大気の汚染に係る環境基準について

物 質	環 境 基 準	測 定 方 法	長 期 的 評 価 方 法
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	年間における1日平均値について、高い方から2%の範囲にあるものを除外した1日平均値が、0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法	年間における1日平均値について、高い方から2%の範囲にあるものを除外した1日平均値が、10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	ろ過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	年間における1日平均値について、高い方から2%の範囲にあるものを除外した1日平均値が、0.10mg/m ³ 以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法	年間における1日平均値について、低い方から98%に相当する1日平均値が、0.06ppm以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法	—

※ 環境基準は、工業専用地域、臨港地区、道路の車道部分その他の埋立地、原野、火山地帯等通常住民の生活実態の考えられない地域、場所については適用されない。

2 ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンによる大気の汚染に係る環境基準について

物 質	環 境 基 準	測 定 方 法
ベンゼン	年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	キヤニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	キヤニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
テトラクロロエチレン	年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	キヤニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
ジクロロメタン	年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	キヤニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法

※1 環境基準は、工業専用地域、臨港地区、道路の車道部分その他の埋立地、原野、火山地帯等通常住民の生活実態の考えられない地域、場所については適用されない。

指針値

アクリロニトリル	：年平均値 2μg/m ³ 以下	クロロホルム	：年平均値 18μg/m ³ 以下
塩化ビニルモノマー	：年平均値 10μg/m ³ 以下	1, 2-ジクロロエタン	：年平均値 1.6μg/m ³ 以下
水銀及びその化合物	：年平均値 0.04μg/g/m ³ 以下	1, 3-ブタジエン	：年平均値 2.5μg/m ³ 以下
ニッケル化合物	：年平均値 0.025μgNi/m ³ 以下	ヒ素及び無機ヒ素化合物	：年平均値 6ng-As/m ³ 以下

3 微小粒子状物質に係る環境基準について

物 質	環 境 基 準	測 定 方 法	評 価 方 法
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	微小粒子状物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、ろ過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法	年間における1年平均値が15μg/m ³ 以下（長期基準達成）かつ、1日平均値のうち年間98パーセンタイル値を代表値とした値が35μg/m ³ 以下（短期基準達成）であること。

※1 環境基準は、工業専用地域、臨港地区、道路の車道部分その他の埋立地、原野、火山地帯等通常住民の生活実態の考えられない地域、場所については適用されない。

※2 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒子が2.5μgの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

資料-02 騒音に係る環境基準

(一般地域)

地域の類型	基 準 値	
	昼 間	夜 間
A A	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

※1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

※2 A Aを当てはめる地域は、療養施設等が集合して設置されるなど特に静穏を要する地域とする。

※3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

※4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

※5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

(道路に面する地域)

地 域 の 区 分	基 準 値	
	昼 間	夜 間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

(幹線交通を担う道路に近接する空間における特例)

基 準 値	
昼 間	夜 間
70デシベル以下	65デシベル以下

※ 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

資料：県環境エネルギー部水大気環境課

資料-03 航空機騒音に係る環境基準

地 域 の 類 型	基 準 値
I	57デシベル以下
II	62デシベル以下

※ Iをあてはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域はI以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域とする。

資料：県環境エネルギー部水大気環境課

資料-04 特定悪臭物質の規制基準

1 工場等の敷地の境界線の地表における規制基準（大気中の濃度の許容限度）

特定悪臭物質	区域の区分	規制基準（大気中の濃度の許容限度）		
		A区域	B区域	C区域
1 アンモニア (ppm)	1	2	5	
2 メチルメルカプタン (ppm)	0.002	0.004	0.01	
3 硫化水素 (ppm)	0.02	0.06	0.2	
4 硫化メチル (ppm)	0.01	0.05	0.2	
5 二硫化メチル (ppm)	0.009	0.03	0.1	
6 トリメチルアミン (ppm)	0.005	0.02	0.07	
7 アセトアルデヒド (ppm)	0.05	0.1	0.5	
8 プロピオンアルデヒド (ppm)	0.05	0.1	0.5	
9 ノルマルブチルアルデヒド (ppm)	0.009	0.03	0.08	
10 イソブチルアルデヒド (ppm)	0.02	0.07	0.2	
11 ノルマルバレルアルデヒド (ppm)	0.009	0.02	0.05	
12 イソバレルアルデヒド (ppm)	0.003	0.006	0.01	
13 イソブタノール (ppm)	0.9	4	20	
14 酢酸エチル (ppm)	3	7	20	
15 メチルイソブチルケトン (ppm)	1	3	6	
16 トルエン (ppm)	10	30	60	
17 スチレン (ppm)	0.4	0.8	2	
18 キシレン (ppm)	1	2	5	
19 プロピオン酸 (ppm)	0.03	0.07	0.2	
20 ノルマル酪酸 (ppm)	0.001	0.002	0.006	
21 ノルマル吉草酸 (ppm)	0.0009	0.002	0.004	
22 イソ吉草酸 (ppm)	0.001	0.004	0.01	

2 工場等の煙突その他の気体排出施設の排出口における規制基準

1 の規制基準の値を基礎として悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第3条に規定する方法により算出して得た流量を許容限度とする（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）。

3 排出水に含まれる特定悪臭物質の工場等の敷地外における規制基準(排出水中の濃度の許容限度)

特定悪臭物質	事業場から敷地外に排出される 排出水の量	規制基準(排出水中の濃度の許容限度)		
		A区域	B区域	C区域
1 メチルメルカプタン (mg/L)	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.03	0.06	0.2
	0.001立方メートル毎秒を超える場合、0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.007	0.01	0.03
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.002	0.003	0.007
2 硫化水素 (mg/L)	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.1	0.3	1
	0.001立方メートル毎秒を超える場合、0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.02	0.07	0.2
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.005	0.02	0.05
3 硫化メチル (mg/L)	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.3	2	6
	0.001立方メートル毎秒を超える場合、0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.07	0.3	1
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.01	0.07	0.3
4 二硫化メチル (mg/L)	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.6	2	6
	0.001立方メートル毎秒を超える場合、0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.1	0.4	1
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.03	0.09	0.3

※区域の区分は、次のとおりである。

A区域：都市計画法に基づく第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域（特別用途地区（地場産業としての織維工業その他の工業の利便の増進を図ることを目的とするものに限る。以下「特別工業地区」という。）を除く。）

B区域：都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び特別工業地区

C区域：都市計画法に基づく工業地域並びにその他の地域

資料：県環境エネルギー部水大気環境課

資料-05-1 水質汚濁に係る環境基準等の概要

1 人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	人の健康の保護に関する環境基準	地下水の水質汚濁に係る環境基準
カドミウム	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
鉛	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	0.05mg/L以下	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	0.0005mg/L以下	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
P C B	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下
クロロエチレン（塩化ビニルモノマー）	—	—	0.002mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	0.004mg/L以下	0.004mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	—	—
1, 2-ジクロロエチレン	—	—	0.04mg/L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	0.006mg/L以下	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下	0.006mg/L以下	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	10mg/L以下	10mg/L以下
ふつ素	0.8mg/L以下	0.8mg/L以下	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下
1, 4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0.05mg/L以下	0.05mg/L以下

※1 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

※2 「検出されないこと」とは、定められた測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

※3 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。

※4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

資料：県環境エネルギー部水大気環境課

資料-05-2 水質汚濁に係る環境基準等の概要

2 人の健康の保護に関する要監視項目及び指針値

項目名	公共用水域	地下水
クロロホルム	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下
トランヌー1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	—
1, 2-ジクロロプロパン	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下
イソキサチオン	0.008mg/L以下	0.008mg/L以下
ダイアジノン	0.005mg/L以下	0.005mg/L以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下
イソプロチオラン	0.04mg/L以下	0.04mg/L以下
オキシン銅 (有機銅)	0.04mg/L以下	0.04mg/L以下
クロロタロニル (TPN)	0.05mg/L以下	0.05mg/L以下
プロピザミド	0.008mg/L以下	0.008mg/L以下
E P N	0.006mg/L以下	0.006mg/L以下
ジクロルボス (DDVP)	0.008mg/L以下	0.008mg/L以下
フェノブカルブ (BPMC)	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下
イプロベンホス (IBP)	0.008mg/L以下	0.008mg/L以下
クロルニトロフェン (CNP)	—	—
トルエン	0.6mg/L以下	0.6mg/L以下
キシレン	0.4mg/L以下	0.4mg/L以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下
ニッケル	—	—
モリブデン	0.07mg/L以下	0.07mg/L以下
アンチモン	0.02mg/以下	0.02mg/以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下	—
エピクロロヒドリン	0.0004mg/L以下	0.0004mg/L以下
全マンガン	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下
ウラン	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下

資料：県環境エネルギー部水大気環境課

資料-05-3 水質汚濁に係る環境基準等の概要

3 生活環境の保全に関する環境基準

1 河 川

(1) 河川（湖沼を除く。）

ア

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値					該 当 水 域
		水素イオン 濃 度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大 腸 菌 群 数	
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以 下	25mg/L 以 下	7.5mg/L 以 上	50MPN/100mL 以 下	別に水域類型ごとに指定する水域
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以 下	25mg/L 以 下	7.5mg/L 以 上	1,000MPN/100mL 以 下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以 下	25mg/L 以 下	5mg/L 以 上	5,000MPN/100mL 以 下	
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以 下	50mg/L 以 下	5mg/L 以 上	—	
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以 下	100mg/L 以 下	2mg/L 以 上	—	
E	工業用水3級 環 境 保 全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以 下	ごみ等の 浮遊が認められ ないこと。	2mg/L 以 上	—	

(備考) 1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる）。

※1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

※2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

※3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

※4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊な浄水操作を行うもの

※5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

BODまたはCODに係る環境基準の評価方法

- 1 環境基準地点において、年間を通じた全データのうち75%以上のデータが基準値を満足している場合、環境基準を達成していると判断する。
- 2 複数の環境基準地点をもつ水域における水質測定結果の環境基準に対する適合性については、当該環境基準類型あてはめ水域内のすべての環境基準地点において、環境基準に適合している場合に当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

資料：県環境エネルギー部水大気環境課

資料-05-3 水質汚濁に係る環境基準等の概要

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(L A S)	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下	
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下	別に水域類型ごとに指定する水域
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下	

(備考) 基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。

資料：県環境エネルギー部水大気環境課

資料-05-3 水質汚濁に係る環境基準等の概要

(2) 湖沼 (天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるものの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下	
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下	別に水域類型ごとに指定する水域
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—	
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—	

(備考) 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

※1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

※2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、または、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

※3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

※4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、または、特殊な浄水操作を行うもの

※5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

資料：県環境エネルギー部水大気環境課

資料-05-3 水質汚濁に係る環境基準等の概要

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値		該当水域
		全 窒 素	全 灰 灘	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下	別に水域類型ごとに指定する水域
II	水道1、2、3級(特殊なものを除く。)水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下	
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下	
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下	

(備考) 1 基準値は、年間平均値とする。

2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。

3 農業用水については、全灰の項目の基準値は適用しない。

※1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

※2 水道1級：ろ過等による簡単な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行いうもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものという。)

※3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

水産3種：コイ、フナ等の水産生物用

※4 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全 重 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下	
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下	
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下	

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値		該当水域
		底層溶存酸素量		
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L以上		
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L以上		
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上		

資料：県環境エネルギー部水大気環境課

資料-05-3 水質汚濁に係る環境基準等の概要

2 海 域

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数 1,000MPN /100mL 以下	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)	
A	水産1級 水浴 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN /100mL 以下	検出され ないこと	別に水域類型ごとに指定する水域
B	水産2級 工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出され ないこと	
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—	

(備考) 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100mL以下とする。

※1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

※2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

※3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値		該当水域
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下	別に水域類型ごとに指定する水域
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下	
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下	

(備考) 1 基準値は、年間平均値とする。

2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

※1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

※2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産3種：汚濁に強い特定の水産生物がおもに漁獲される

※3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値(年平均値)			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LA)	
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下	
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.006mg/L以下	別に水域類型ごとに指定する水域

エ

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値		該当水域
		底層溶存酸素量		
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L以上		
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L以上		別に水域類型ごとに指定する水域
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上		

資料：県環境エネルギー部水大気環境課

資料-05-4 水質汚濁に係る環境基準等の概要

4 水生生物の保全に係る要監視項目及び指針値

項目	水域	類型	指針値
クロロホルム	河川及び湖沼	生物A	0.7mg/L以下
		生物特A	0.006mg/L以下
		生物B	3mg/L以下
		生物特B	3mg/L以下
	海域	生物A	0.8mg/L以下
		生物特A	0.8mg/L以下
フェノール	河川及び湖沼	生物A	0.05mg/L以下
		生物特A	0.01mg/L以下
		生物B	0.08mg/L以下
		生物特B	0.01mg/L以下
	海域	生物A	2mg/L以下
		生物特A	0.2mg/L以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物A	1mg/L以下
		生物特A	1mg/L以下
		生物B	1mg/L以下
		生物特B	1mg/L以下
	海域	生物A	0.3mg/L以下
		生物特A	0.03mg/L以下
4-t-オクチルフェノール	河川及び湖沼	生物A	0.001mg/L以下
		生物特A	0.0007mg/L以下
		生物B	0.004mg/L以下
		生物特B	0.003mg/L以下
	海域	生物A	0.0009mg/L以下
		生物特A	0.0004mg/L以下
アニリン	河川及び湖沼	生物A	0.02mg/L以下
		生物特A	0.02mg/L以下
		生物B	0.02mg/L以下
		生物特B	0.02mg/L以下
	海域	生物A	0.1mg/L以下
		生物特A	0.1mg/L以下
2,4-ジクロロフェノール	河川及び湖沼	生物A	0.03mg/L以下
		生物特A	0.003mg/L以下
		生物B	0.03mg/L以下
		生物特B	0.02mg/L以下
	海域	生物A	0.02mg/L以下
		生物特A	0.01mg/L以下

資料：県環境エネルギー部水大気環境課

資料-06 土壌汚染に係る環境基準等の概要

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1ℓにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液 1ℓにつき0.05mg以下であること。
砒（ひ）素	検液 1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壤 1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液 1ℓにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壤 1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液 1ℓにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液 1ℓにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン（塩化ビニルモノマー）	検液 1ℓにつき0.002mg以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液 1ℓにつき0.004mg以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1ℓにつき0.1mg以下であること。
シスー1, 2-ジクロロエチレン	検液 1ℓにつき0.04mg以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1ℓにつき1mg以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1ℓにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1ℓにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1ℓにつき0.01mg以下であること。
1, 3-ジクロロプロパン	検液 1ℓにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液 1ℓにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液 1ℓにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液 1ℓにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液 1ℓにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液 1ℓにつき0.01mg以下であること。
ふつ素	検液 1ℓにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液 1ℓにつき1mg以下であること。
1, 4-ジオキサン	検液 1ℓにつき0.05mg以下であること。

備考

1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふつ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壤が地下水表面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1ℓにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液 1ℓにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。

3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

4 有機燐（りん）とは、バラチオン、メチルバラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

資料：県環境エネルギー部水大気環境課

資料-07 山形県環境学習支援団体 認定一覧

平成31年3月31日現在/39団体(村山22・最上5・置賜5・庄内7)

地域	施設・講座の別 (認定年度)	団体名称及び所在地	主な分野	提供している環境学習内容
村山地域	施設講座 (16)	東北電力株式会社 山形支店 山形市本町2-1-9	エネルギー	小中学校に出向いての講座・実験や、発電所やPR館の見学を通して、発電のしくみや電気の使われ方、地球温暖化、省資源・省エネルギー、新エネルギーについて学習する。
	講座 (16)	株式会社山形県建築サポートセンター 山形市城北町1-12-26 (山形県建築会館内)	省エネ	住宅の省エネルギー・シックハウス症候群等に関する講習会の開催及び出前講座により、住宅環境や省エネルギーについて学習する。
	施設講座 (17)	株式会社クリーンシステム 山形市飯塚町字中河原1629番地の5	リサイクル	工場に運び込まれるごみの種類やリサイクルの基礎知識について講義を受け、実際に再生骨材、合板用チップ、RPFにリサイクルされる工程を見学・体験することにより、資源リサイクルの大切さを学習する。
	講座 (18)	公益財団法人山形県みどり推進機構 山形市大字長谷堂字馬場2265	自然環境	「県民の森」「源流の森」での森林を活用した自然環境学習を通して、自然保護、地球温暖化防止、森林について学習する。森の中や水辺での自然観察や、木工クラフトなどが体験できる。
	施設講座 (19)	特定非営利活動法人 環境ネットやまがた 山形市上桜田3-2-37	地球温暖化	「山形エコハウス」の見学、各種講座、セミナー等の講師派遣のほか、キャンドルナイト等の普及啓発イベントを実施することにより、地球温暖化防止や環境保全について学習する。
	施設講座 (20)	トヨタカローラ山形株式会社 山形市南一番町1-15	地球温暖化	本社屋上に設置された太陽光発電パネル他発電設備の見学やエコドライブ講座、小学5年生を対象とした「日本の自動車産業と環境」をテーマとする講座を通じ、地球温暖化防止や省エネルギー、新エネルギーなどについて学習する。
	施設 (24)	日本地下水開発株式会社 山形市松原777	エネルギー	本社社屋や西部工業団地内事務室内に設置された地下水熱や地中熱を活用した冷暖房システムの見学を通して、地中熱や地下水熱の活用の仕組みを学習する。
	講座 (25)	特定非営利活動法人 山形県自動車公益センター 山形市大字塗山字行段1422番地	地球温暖化	自動車の運転方法による燃費向上と二酸化炭素排出量削減（エコドライブ）について学習する。
	施設 (25)	株式会社山形県自動車販売店 リサイクルセンター 山形市大字塗山字行段1422番地	リサイクル	使用済み自動車を解体・資源化するリサイクルセンターの見学と、商品化された自動車部品を販売するエコショップ・センターの見学を通じ、リサイクルについて学習する（東根市、鶴岡市の2か所で受入）。
	施設講座 (28)	ネットトヨタ山形株式会社 山形市東青田5丁目1-1	地球温暖化	自動車と環境について、施設見学や出前講座により学習する（小学生対象）。また、「エコドライブ教室」での座学や実際の運転により、燃費向上、排気ガスの抑制等について学ぶ。
	施設 (28)	株式会社メコム 山形市香澄町2丁目9-21	エネルギー	山形市初メガソーラー発電所内見学等により、再生可能エネルギー・蓄電システムの仕組み、環境教育映像の視聴により自然保護の大切さを学習する。
	講座 (28)	やまがたヤマネ研究会 山形市前田町11-5-103	自然環境	野生動物の保護保全に関わる自然環境体験学習（野外講座・屋内講座）を提供する。調査体験・動物観察・標本観察などを通じて、生物多様性を意識した生物との関わり方について学ぶ。
	講座 (18)	山形県森林インストラクター会 上山市中山3525	自然環境	森林体験を通して森林の働きやしくみを学習することにより、自然保護、地球温暖化防止などの環境に対する意識を育み、森林と人との関係を考える。
	施設講座 (20)	有限会社蔵王マウンテンファーム 上山市永野2191-23	自然環境	牧場体験を通じて、食・いのちの原点は森林にあること、自然の恩恵を受けて生活や産業が成立していること、農林業における自然の循環などを学習する。
	講座 (23)	高木イバラトミヨ保存会 天童市老野森1丁目1-1	自然環境	県指定天然記念物の魚「イバラトミヨ」の生息地である高木地区のひょうたん池や高木川流域の動植物の生態を観察し、イバラトミヨの保護や地域環境保全のあり方について学習する。
	施設講座 (28)	ソーラーワールド株式会社 天童市鎌田2丁目1-11	エネルギー	再生可能エネルギーをふんだんに活用した建物（事務所）見学を通じ、再生可能エネルギー・地球温暖化防止の必要性などについて学習する。
	施設 (28)	株式会社POWER E NEXT 天童市中里7丁目3-33	エネルギー	4.2haの敷地内に設置されたパネル9,108枚の太陽光発電所の見学を行い、再生可能エネルギー・大規模太陽光発電の仕組み、パネルの設置角度や季節による発電量の変化を学習する。
	施設 (24)	株式会社エフピコ 寒河江市中央工業団地162番地 (山形選別センター)	リサイクル	スーパーの店頭等から回収されるトレー・透明容器のリサイクルのための選別センターの見学等を通じ、ごみの減量化、資源の有効活用、二酸化炭素削減について学習する。
	施設講座 (30)	元泉地域農地・水・環境保全組織運営委員会 西村山郡河北町字畠中120	自然環境	河北町唯一の在来めだかを放流した水田「めだかの学校」での体験活動を通じ、生態系、草花や生き物、田んぼの役割、水田環境保全の大切さなどについて学ぶ。

地域	施設・講座の別 (認定年度)	団体名称及び所在地	主な分野	提供している環境学習内容
村山地域	施設(25)	株式会社山本製作所 東根市大字東根甲5800番地の1	エネルギー	敷地内の大規模太陽光発電設備、木質ペレットストーブや廃棄物ゼロに取り組む工場の見学を通して、「ものづくり企業」を取り組む再生可能エネルギー導入推進などについて学習する。
	施設講座(28)	やまがた自然エネルギーネットワーク 東根市大字羽入2115-4 株シオン内	エネルギー	太陽光、小水力、風力、バイオマスなど、それぞれの地域に即した自然エネルギーの利用方法や具体的な導入方策を考える学習の場や実際の現場体験により、多様な側面を持つ自然エネルギーについて総合的に学ぶ。
	講座(16)	宮沢翁塾(みやざわおきなじゅく) 尾花沢市大字押切1 (宮沢地区公民館内)	自然環境	宮沢地区の自然観察、美化運動、鉄魚の放流、雪室作りなど、住民参加型の体験を通じて、自然環境保全について学習する。
最上地域	施設(16)	株式会社ヨコタ東北 新庄市大字福田字福田山711-139	リサイクル	食品トレーのリサイクル工場と併設する展示施設(パネル、ミニシアター)の見学や、フィルムを剥がしてリサイクルに回せるトレー「P&Rリサイクル容器」に触れる体験を通して、資源リサイクルの大切さを学習する。
	講座(18)	株式会社グリーンバレー神室振興公社 最上郡金山町大字有屋1761	自然環境	「遊学の森」での森林体験を通じた自然環境学習を通して、自然保護、地球温暖化防止、新エネルギーについて学習する。
	講座(24)	道草ぶんこう運営委員会 最上郡金山町大字金山1347-3	自然環境	地域の「お宝」を題材とした郷土検定や昔の農業体験と無農薬農法の学習会などを通し、田茂沢の里の自然と文化を体験しながら、人と人、人と自然のつながりの大切さを学習する。
	講座(18)	甑山探究会(こしきやまたんきゅうかい) 最上郡真室川町大字及位735-33	自然環境	及位(のぞき)地区における、森林体験や植樹体験等を通じた自然環境学習、巨木ツリーを通じ、自然保護、地球温暖化防止について学習する。
	講座(18)	特定非営利活動法人 田舎体験塾つかのわの里 最上郡戸沢村大字角川481-1	自然環境	角川地区における、環境保全型農業、里地里山保全活動、食農教育、ビオトープ作り、川の環境保全を組み合わせた体験学習を通じ、里の自然保護について学習する。
置賜地域	施設(16)	N E C パーソナルコンピュータ 株式会社 米沢事業場 米沢市下花沢2-6-80	省エネ	工場(パソコンなどの製造)における環境配慮型製品の開発や、事業所としての廃棄物の分別、生ごみリサイクル、省エネルギー等の取組状況の見学を通して、環境に配慮した事業活動のあり方について学習する。
	施設(30)	株式会社ニュー・テック・シンセイ 米沢市大字花沢3075-1	自然環境	地元広葉樹の間伐材などの未利用材から木製ブロックができるまでの工程の見学や、木製ブロックを使った工作体験を通して、森林自然保全の大切さなどを学ぶ。
	施設(24)	レインボープラン推進協議会 長井市屋城町1-40	リサイクル	生ごみの分別回収など有機資源の域内循環の取組み「レインボープラン」の解説と生ごみ堆肥化プラントの見学を通して、資源の有効活用、省資源、ごみ減量などについて学習する。
	施設講座(24)	特定非営利活動法人 最上川リバーツーリズムネットワーク 長井市平山2743-4(野川まなび館)	自然環境	「野川まなび館」での展示や講座により、水資源・水循環、長井ダム水源地の取水・分水・利水について学習するほか、ダム水源地域の豊かな自然に触れながら環境保全や長井市の歴史・文化について楽しく学ぶ。
	施設(28)	東北おひさま発電株式会社 長井市屋城町7-1	エネルギー	大規模太陽光発電設備及び遠隔監視システムの見学と発電量等の公開により、積雪地帯における太陽光発電事業の実態を学習する。
庄内地域	講座(18)	特定非営利活動法人 庄内エコ・プランニング 鶴岡市稻生2丁目47番25号	地球温暖化	「再生可能エネルギー」「自然生態学」「地球温暖化」等をテーマとした講演・研修・実験・野外体験学習を通して、命の大切さへの気づきや協調性を養う。
	施設講座(23)	株式会社 JVCケンウッド山形 鶴岡市宝田1-15-80	地球温暖化	環境に配慮した工場設備を見学しながら、省エネや廃棄物の分別、再資源化について学ぶほか、地球温暖化についてグローバルな視点から身近でできることまで、クイズを交えて学ぶ。
	講座(29)	山形県シェアリングネイチャーアカデミー 鶴岡市大鳥字繁岡161	自然環境	160種類以上あるネイチャーゲームアクティビティにより、自然に関する知識や年齢に関係なく、豊かな自然の持つ様々な表情を楽しみ、自然の不思議や仕組みを学ぶ。
	施設講座(22)	特定非営利活動法人みなと研究会 酒田市上安町1丁目5-2	自然環境	海でのハタハタ保全活動や河川での淡水魚生態調査、「かき小屋酒田港」での体験学習や学校での出前講座などを通じて、自然環境保全について学習する。
	施設(28)	加藤総業株式会社 酒田市東町1丁目1-8	エネルギー	再生可能エネルギーについて、日本海沿岸に連なる風車と鉛蓄電池施設を見学しながら、風力発電のしくみや蓄電池システムによる出力変動緩和制御技術を学ぶ。
	施設(29)	庄内電気設備株式会社 酒田市大宮町2丁目2-3	エネルギー	メガソーラー発電所や省エネ体験施設見学を通して、太陽光、風力、バイオガス発電等の再生可能エネルギーや、一般家庭での省エネについて学習する。
	講座(30)	一般社団法人庄内森林保全協会 酒田市土淵字甚治郎向20-1	自然環境	「眺海の森」での自然観察や自然の素材を利用した木工クラフト等の創作活動を通して、自然に親しみ、想像力を養う。

資料-08 環境やまがた大賞 受賞者一覧

年度	回	受賞者	市町村	功績内容	摘要
平成30年度	第19回	元泉地域農地・水・環境保全組織運営委員会	河北町	田園の恵まれた環境を活かした環境教育活動	
		助川暢	小国町	基督教独立学園高等学校及び周辺地域における環境整備ボランティア活動	
		大久保地域元気な街づくり推進協議会／北山桜育成管理協力会	鶴岡市	地域全世帯参加による北山への桜植栽と育成管理	奨励賞 連名で受賞
平成29年度	第18回	東沢ホタルの会	山形市	東沢地区の「ホタルの里」における環境保全と環境教育の取組み	
		手ノ子区協議会 里づくり推進委員会さんさん部会	飯豊町	荒廃した里山を町民の憩いの場「八幡山桜(はな)の森」として整備	奨励賞
平成28年度	第17回	特定非営利活動法人 家根合生態系保全活動センター	庄内町	「メダカ保全池」における地域一体となった環境教育の取組み	
		やまがたヤマネ研究会	山形市	県内に生息する野生動物の調査研究と環境教育活動	奨励賞
平成27年度	第16回	中村湿原を守る会	真室川町	地域住民による貴重な動植物が生息する湿原の保護活動と観察の場の提供	
平成26年度	第15回	村山市立葉山中学校	村山市	学区内の4小学校・地域住民とも幅広く連携した環境・省エネ活動	
		高木イバラトミヨ保存会	天童市	天童市高木地区内の河川に生息するイバラトミヨの保護活動と地域活性化	
平成25年度	第14回	手ノ子地区協議会 里づくり推進委員会雁沢部会	飯豊町	雁沢川の環境保全活動と「ホタルの里づくり」	
		大山公園再生協議会	鶴岡市	地域住民の手で広大な大山公園の景観を再生	
		笹川土地改良区	鶴岡市	自然を守り未来に繋ぐ「笹川」をテーマとした環境教育	
平成24年度	第13回	楯山愛好会	村山市	国蝶オオムラサキが飛び交う里山を目指した楯山の保全活動	
		羽黒の森を守る会	白鷹町	羽黒神社の歴史ある松並木を守るための地域一体となった地道な保全と伝承活動	
		鈴木 康之 ／遊佐町立西遊佐小学校	遊佐町	長年にわたり協働して西通川での体験活動を通じた総合的な学習に取り組む	別々の応募、 特例的に連名で受賞
平成23年度	第12回	千門町螢の会	新庄市	地域で連携した指首野(さすの)川の環境整備及び年間を通じた環境学習支援	
		山形県立米沢工業高等学校	米沢市	生徒手作りの電気自動車を自然エネルギーで走らせる	
平成22年度	第11回	米沢生物愛好会	米沢市	「米沢うこぎ垣」など長年にわたる自然調査・観察活動を通じた自然保護意識の啓発と取組みの推進	
		山形県立東根工業高等学校 ものづくり委員会	東根市	生徒による手作り太陽光発電パネルの製作、地域から海外まで及ぶ普及活動	
		工藤 時雄	庄内町	県内各地でホタル幼虫放流会を実施し環境教育を支援	
平成21年度	第10回	国立鶴岡工業高等専門学校 教授 小谷 卓	鶴岡市	市の環境啓発イベントの開催などにより地域の取組みを牽引	
		特定非営利活動法人 国際ボランティアセンター山形(IVY)	山形市	「地球子どもキャンプ」の開催により環境学習の機会を提供	
		山形県立置賜農業高等学校 MOTTAINAIプロジェクトチーム	川西町	地域の食品産業廃棄物からリサイクル飼料を製造	
		万里の松原に親しむ会	酒田市	「万里の松原」の管理作業と周辺の児童の森林環境学習を支援	

年度	回	受賞者	市町村	功績内容	摘要
平成20年度	第9回	東根市立高崎小学校	東根市	地域住民と連携した催しや公園、散策道整備活動を実施	
		甑山探究会	真室川町	ハナカジカの保護や「学校の森づくり」などの体験型学習機会を提供	
		松原っ子支援隊	酒田市	松原小学校の総合学習の支援活動を実施	
平成19年度	第8回	環境を守る三地区連絡協議会	山形市	住民一丸となった本沢川の環境美化活動と環境学習の実施	
		社団法人日本自動車販売協会連合会山形県支部	山形市	環境マイスター制度を全国に先駆けて導入し温暖化防止活動を展開	
		東沢地域づくり推進協議会	山形市	住民のボランティアによる馬見ヶ崎河岸の整備と親水空間の創出	
		白鷹町立鮎貝小学校	白鷹町	教育の森を活用した自然観察など地域住民を交えた環境学習の実施	
平成18年度	第7回	お古紙ください協議会	山形市	中小規模の事業者向けの古紙回収システムの提供と環境美化活動の実施	
		新庄市立北辰小学校	新庄市	イバラトミヨの保護活動等を通じた環境教育と地域とともに省エネルギー活動を実施	
		不伐の森に親しむ会	長井市	「不伐の森」の保全活動を一般参加者との交流を交えて実施	
		酒田市立琢成小学校	酒田市	ビオトープの活用やエネルギー教育を通じた環境教育と地域とともに省エネルギー活動を実施	
平成17年度	第6回	山形県立北村山高等学校	尾花沢市	「地域社会への貢献」を教育の柱として、小・中学校と連携した地域美化活動の展開	
		田字草保存会	村山市	絶滅危惧種の「田字草」の保存活動と地域をあげた地域環境美化活動	
		水辺で遊べるわらしつ子広場整備促進協議会	長井市	地域の自然を利用した子どもたちの自然体験活動の支援と地域環境の整備活動	
平成16年度	第5回	椎野学園 米沢中央高等学校	米沢市	家庭からの温室効果ガスの排出量調査による地球温暖化防止とゴミ問題の取組み	
平成14年度	第4回	ログバケーション俱楽部たかはた	高畠町	地域木材利用による中山間地域振興と地球環境保全プロジェクトをログバケーション構想により展開	地球環境保全活動分野
		国立鶴岡工業高等専門学校	鶴岡市	ソーラーカーの普及啓発及び実践活動と地域社会と一緒にこなった美化活動	地域環境保全活動分野
		太陽建築研究所 井山 武司	旧平田町	太陽建築(ソラキス)の設計・普及	環境技術研究開発分野
		有限会社ワーコム農業研究所	真室川町	微生物を利用した堆肥素材発酵促進剤「ワーコム」の開発及びその応用による環境改善技術等の研究開発	環境技術研究開発分野
平成13年度	第3回	長井市立豊田小学校	長井市	省エネ共和国運動を通じた学校発の地球にやさしいまちづくり	地球環境保全活動分野
		特定非営利活動法人 庄内海浜美化ボランティア	酒田市	環境NPOとしての庄内海岸の美化活動	地域環境保全活動分野
		有限会社森環境技術研究所	新庄市	ヘドロ・建設汚泥の再利用が可能な技術の開発	環境技術研究開発分野
平成12年度	第2回	立川町	旧立川町	強風を逆手にとった風力発電の推進と環境のまちづくり	地球環境保全活動分野
		川西町立大塚小学校	川西町	県指定天然記念物チョウセンアカシジミの保護活動	地域環境保全活動分野
		エスキーエンジニアリング株式会社	酒田市	もみ殻を活用した生ゴミ処理装置の開発	環境技術研究開発分野
平成11年度	第1回	エコ産業プロジェクト研究会	舟形町	産学官民協力による利雪の推進により全国初の雪冷房住宅を完成	地球環境保全活動分野
		大富イバラトミヨを守る会	東根市	県指定天然記念物「東根羽入地区イバラトミヨ生息地」の保護	地域環境保全活動分野
		三和油脂株式会社	天童市	米糠からセラミックスを製造する技術の開発	環境技術研究開発分野
		山形県立山形工業高等学校	山形市	省エネルギー携帯用融雪鍋の開発	特別賞

資料-09 山形県環境基本条例

平成11年3月19日
山形県条例第7号
改正 平成12年3月21日条例第7号

私たちのふるさと山形県は、数多くの秀麗な山々、県土を縦貫する母なる最上川、紺碧日本海に象徴され、全国一の面積のブナの天然林をはじめとする豊かな緑や清らかな水などの美しく豊かな自然に恵まれている。この自然と先人のたゆまぬ努力は、悠久の歴史の中で個性的な伝統や文化をはぐくんできた。

本県に数多く設けられている草木塔に見られるように、私たちには、古来から自然の恵みへの感謝の心や自然との共生の思想が息づいている。

私たちは、このような環境から多くの恵みを受けてきたが、近年の資源及びエネルギーの大量消費を基調とする社会経済活動の急速な進展は、私たちの生活の利便性を高めてきたものの、微妙な均衡の下に成り立つ自然の生態系にも影響を及ぼし、さらに、人類の存続の基盤である地球の環境をも揺るがそうとしている。

加えて、生活水準の向上や余暇時間の増大等による私たちの生活様式の変化等を背景として、生活環境に関する意識や価値観は多様化し、私たちは、単に物質的な豊かさや利便性だけではなく、生活にうるおいや安らぎを与える地域の魅力、美しさなどが与えてくれる快適な環境が重要であるとの認識を持つようになってきた。また、私たちは、各地に存在する縄文や古代の遺跡、中世及び近世の寺社、城跡、各地の郷土色豊かな街並みなどに心の安らぎや郷土への誇りと愛着を感じることができる。このような状況の中、このふるさと山形県の健全で恵み豊かな環境の下に、健康で文化的な生活を営むことは県民の権利であり、私たちは、この環境を守り、育て、将来の世代に継承していくべき責務を有している。

このため、私たちは、環境が人間のみならずあらゆる生命の母胎であり、かつ、限りあるものであることを深く認識し、持続的な発展が可能な豊かで美しい山形県の構築を目指し、県民、事業者及び行政が相互に協力しあい、環境の保全及び創造に関する取組を進めることを決意し、この条例を制定する。

第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに県民、事業者及び県の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、酸性雨、海洋の汚染、野生生物の種の減少、熱帯林の減少、砂漠化その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、自然の復元能力には限度があること、並びに本県の秀麗な山々、最上川その他の恵み豊かな環境は現在及び将来の県民の生活、産業及び文化を支える基盤であることから、これを慈しみ、はぐくみ、生かしながら、良好な状態で将来の世代に継承できるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、資源及びエネルギーの利用の一層の効率化並びに汚染物質、廃棄物等の排出量の削減に努めるとともに、生産から廃棄に至る一方向型の社会のシステムを改め、循環を基調とする社会を構築することその他の健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら、本県社会の持続的な発展を可能とすることを旨として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、現在及び将来の県民が本県の優れた自然環境の恵みを受け続けるため、地域の特性に応じて多様な生態系が健全に維持されるよう配慮するとともに、人と自然との豊かな触れ合いを保ちな

がら、人と自然との共生が確保されるよう適切に行われなければならない。

- 4 地球環境保全は、それが人類共通の課題であるとともに、地域社会における資源及びエネルギーの生産、流通、消費等と密接なかかわりを持つことから、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(県民の責務)

第4条 県民は、前条に定める環境の保全及び創造に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に自主的かつ積極的に努めなければならない。この場合においては、資源及びエネルギーの効率的利用、廃棄物の減量、再生資源の利用の推進並びに購買行動における環境への負荷の少ない商品及び役務の選択に配慮するものとする。

- 2 県民は、環境の保全及び創造についての理解を深めるため、環境に関する学習及び教育への参加に努めなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、県民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、環境の保全上の支障の防止に関して必要な情報の提供に努めるものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、地域社会の一員として、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(県の責務)

第6条 県は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関し、本県の自然的社会的条件に応じた総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、市町村が行う環境の保全及び創造に関する施策について広域的な観点から必要な調整を行うとともに、これを支援するように努めるものとする。

第7条 削除

(法制上の措置等)

第8条 県は、環境の保全及び創造に関する施策を実施するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等

(施策の基本方針)

第9条 県は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及びこれを実施するに当たって、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 大気、水、土壤その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 生物の多様性の確保が図られること。
- (3) 森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の状況に応じて適正に保全されること。
- (4) 資源の循環的な利用、廃棄物の減量、エネルギーの効率的利用、地域の自然エネルギーの活用等を推進することにより、環境への負荷の低減が図られること。
- (5) 最上川水系その他の水系ごとの流域における環境について、総合的にその保全及び創造が図られること。
- (6) 人と自然との豊かな触れ合いを確保するとともに、地域の特性が生かされた良好な景観の形成及び良好な景観を構成する歴史的文化的資源の保全を図り、快適な環境の保全及び創造が図られること。

(環境計画)

第10条 知事は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画（以下「環境計画」という。）を定めなければならない。

2 環境計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
 - (2) 環境の保全及び創造に関する施策の方向
 - (3) 環境の保全及び創造に関する配慮の指針
 - (4) その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、環境計画を定めるに当たっては、あらかじめ山形県環境審議会の意見を聴くものとする。
- 4 知事は、環境計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境計画の変更について準用する。

(年次報告)

第11条 知事は、毎年、環境の状況並びに県が環境の保全及び創造に関して講じた施策の状況等に関する報告書を作成し、公表するものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第12条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策又は計画を策定し、及び実施する際には、これらの施策又は計画と環境計画との整合を図り、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

(環境影響評価の推進)

第13条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための規制の措置)

第14条 県は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 県は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、県は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための誘導的措置)

第15条 県は、県民又は事業者が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設を整備する等適切な措置をとることとなるよう誘導するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(化学物質の適正管理)

第16条 県は、人の健康又は生活環境に影響を生じさせるおそれがある化学物質の環境中への排出を抑制するため、事業者の当該化学物質の適正な管理に関し、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための施設の整備等の推進)

第17条 県は、環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(水と緑の保全及び創造)

第18条 県は、生活環境を豊かで快適なものとするため、水辺地及び緑地の保全及び創造に関し、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用を図るための事業の推進等の必要な措置を講ずるものとする。

(野生動植物の保護等への配慮)

第19条 県は、生物の多様性の確保に資するため、野生動植物の保護及びその生息地又は生育地の保全に配慮し、必要な措置を講ずるものとする。

(景観の保全及び創造等)

第20条 県は、地域の特性を生かした快適な生活環境の保全及び創造をするため、良好な景観の形成及び良好な景観を構成する歴史的文化的資源の保全に関し、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境美化の推進)

第21条 県は、地域の美しい環境を保全するため、ごみの投棄及び散乱の防止、美觀を損ねる屋外における物の保管の防止等について、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(里山の環境保全の機能等の維持)

第22条 県は、里山が有する環境の保全及び創造に資する多様な機能の維持及び増進を図るため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境保全型農業の促進)

第23条 県は、農地が保有する環境を保全する機能を維持するため、有機物資源を活用した土づくり、化学肥料及び農薬の使用の低減、使用済みの農業用資材の適正な処理等の環境への負荷を低減する営農活動の促進に必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第24条 県は、環境への負荷の低減を図るため、県民及び事業者による資源の循環的な利用、廃棄物の減量及び再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(エネルギーの効率的利用等の促進)

第25条 県は、環境への負荷の低減を図るため、県民及び事業者によるエネルギーの効率的利用及び地域の自然エネルギーの活用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(調査及び研究の実施等)

第26条 県は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため、公害の防止、自然環境の保全、地球環境保全、快適な生活環境の創造その他の環境の保全及び創造に関する事項について、科学的な調査及び研究の実施等並びにそれらの成果の普及に努めるものとする。

(監視、測定等の体制の整備)

第27条 県は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な情報の収集、監視、測定、試験、検査等の体制の整備に努めるものとする。

(環境への負荷の低減に資する産業の育成)

第28条 県は、環境の保全及び創造のため、環境への負荷の低減及び快適な生活環境の創造に資する技術、システム等の開発及び普及を促進するとともに、環境への負荷の低減及び快適な生活環境の創造に資する産業の育成等に必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第29条 県は、県民、事業者、県及び市町村がそれぞれの役割に応じ、かつ、相互に連携して地球環境保全に資するよう行動することを促進するために必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、県民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）、国、他の地方公共団体その他関係機関等と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

3 県は、前2項に定めるもののほか、地球環境保全に資する施策の推進に努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興等)

第30条 県は、県民及び事業者が環境の保全及び創造について理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるよう、市町村その他の関係機関と協力して環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興その他の必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の環境保全活動の促進及び支援)

第31条 県は、民間団体等が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう、支援、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、事業者が行う環境管理（事業者が、その事業活動の実施に当たって、自主的に環境の保全及び創造に関する方針及び目標を定め、その方針及び目標を達成するための計画を策定して実施し、その実施状況を点検して必要な是正の措置を講じ、並びにこれらについて客観的な監査を行う一連の取組をいう。）について

て、その普及及び事業者への支援等に努めるものとする。

(情報の提供)

第32条 県は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに民間団体等が自発的に行う活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

第3章 環境の保全及び創造に関する施策の推進体制等

(県民等との連携体制の整備等)

第33条 県は、環境の保全及び創造に関する施策について県民、事業者及び市町村の意見を反映させる機会の提供に努めるとともに、県民、事業者及び市町村と協力して各種の施策を推進するための連携体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第34条 県は、国及び他の地方公共団体と連携し、及び協力して、環境の保全及び創造に関する施策の推進に努めるものとする。

附 則（平成11年3月19日条例第7号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月21日条例第7号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

資料：県環境エネルギー部環境企画課

資料-10 環境行政関係法

区分	名称 ※()内は略称
環境保全の基本	・環境基本法
地球温暖化対策	・地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法、温対法）
エネルギー	・エネルギー政策基本法
	・エネルギーの使用の合理化に関する法律
	・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）
	・新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法
	・電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法
	・農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（農林漁業バイオ燃料法）
	・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法
	・都市の低炭素化の促進に関する法律
	・農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（農山漁村再生可能エネルギー法）
	・海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（再エネ海域利用法）
	・循環型社会形成推進基本法
	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）
	・特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律
廃棄物	・産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律
	・ボリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（P C B特措法）
	・平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（放射性物質汚染対処特措法）
	・浄化槽法
	・資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）
リサイクル	・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）
	・特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）
	・使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）
	・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
	・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）
	・使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）
	・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（家畜排せつ物法）
	・バイオマス活用推進基本法
	・海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
	・美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（海岸漂着物処理推進法）
自然環境保全	・生物多様性基本法
	・地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（生物多様性地域連携促進法）
	・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）
	・自然環境保全法
	・自然公園法
	・自然再生推進法
	・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）
	・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）
	・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）
	・温泉法
	・森林法
	・森林病害虫等防除法
	・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（鳥獣被害防止特措法）
	・動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護管理法）
	・エコツーリズム推進法
	・地すべり等防止法
	・海岸法
景観	・景観法
	・屋外広告物法
大気環境	・大気汚染防止法
	・スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律
	・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NO _x ・PM法）
	・道路運送車両法
オゾン層の保護	・特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（オゾン層保護法）
	・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）
騒音・振動	・騒音規制法
	・振動規制法
	・公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律
	・幹線道路の沿道の整備に関する法律
悪臭	・悪臭防止法
	・化製場等に関する法律

区分	名 称	※()内は略称
水環境	・ 水質汚濁防止法	
	・ 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法	
	・ 湖沼水質保全特別措置法	
	・ 河川法	
	・ 金属鉱業等鉱害対策特別措置法	
	・ 水道法	
	・ 下水道法	
	・ 水循環基本法	
土壤環境	・ 土壤汚染対策法	
	・ 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律	
地盤沈下	・ 工業用水法	
	・ 建築物用地下水の採取の規制に関する法律	
化学物質	・ ダイオキシン類対策特別措置法	
	・ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (P R T R 法)	
	・ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (化学物質審査規制法)	
公害紛争被害救済費用負担助成処罰	・ 公害紛争処理法	
	・ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	
	・ 公害健康被害の補償等に関する法律	
	・ 石綿による健康被害の救済に関する法律	
	・ 公害防止事業費事業者負担法	
	・ 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律	
	・ 人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律	
環境学習	・ 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律	
環境影響評価	・ 環境影響評価法	
総合施策	・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (グリーン購入法)	
	・ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律 (環境配慮契約法)	
	・ 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律	
その他	・ 都市計画法	
	・ 国土利用計画法	
	・ 土地基本法	

資料：県環境エネルギー部環境企画課

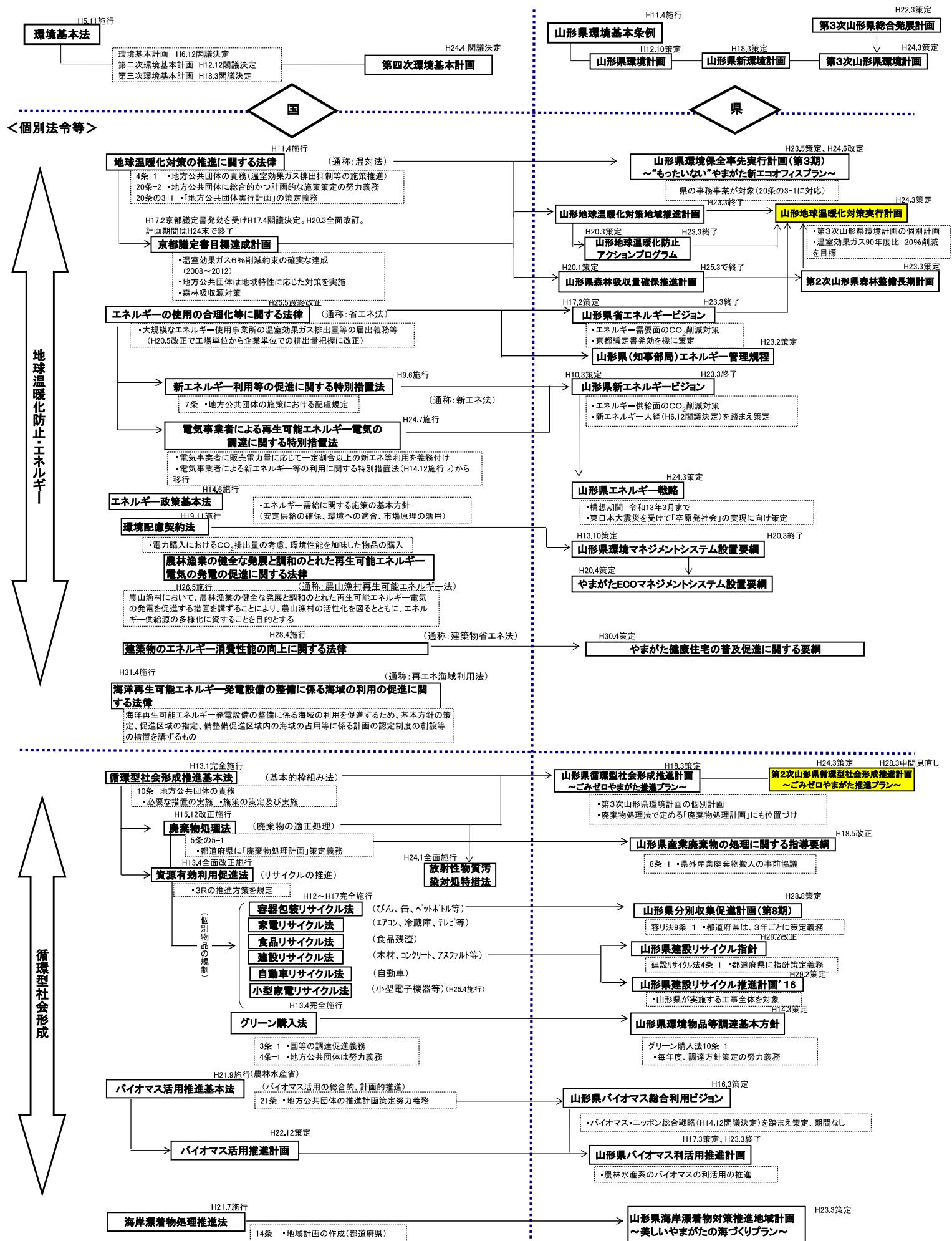
資料-11 環境関係条例等

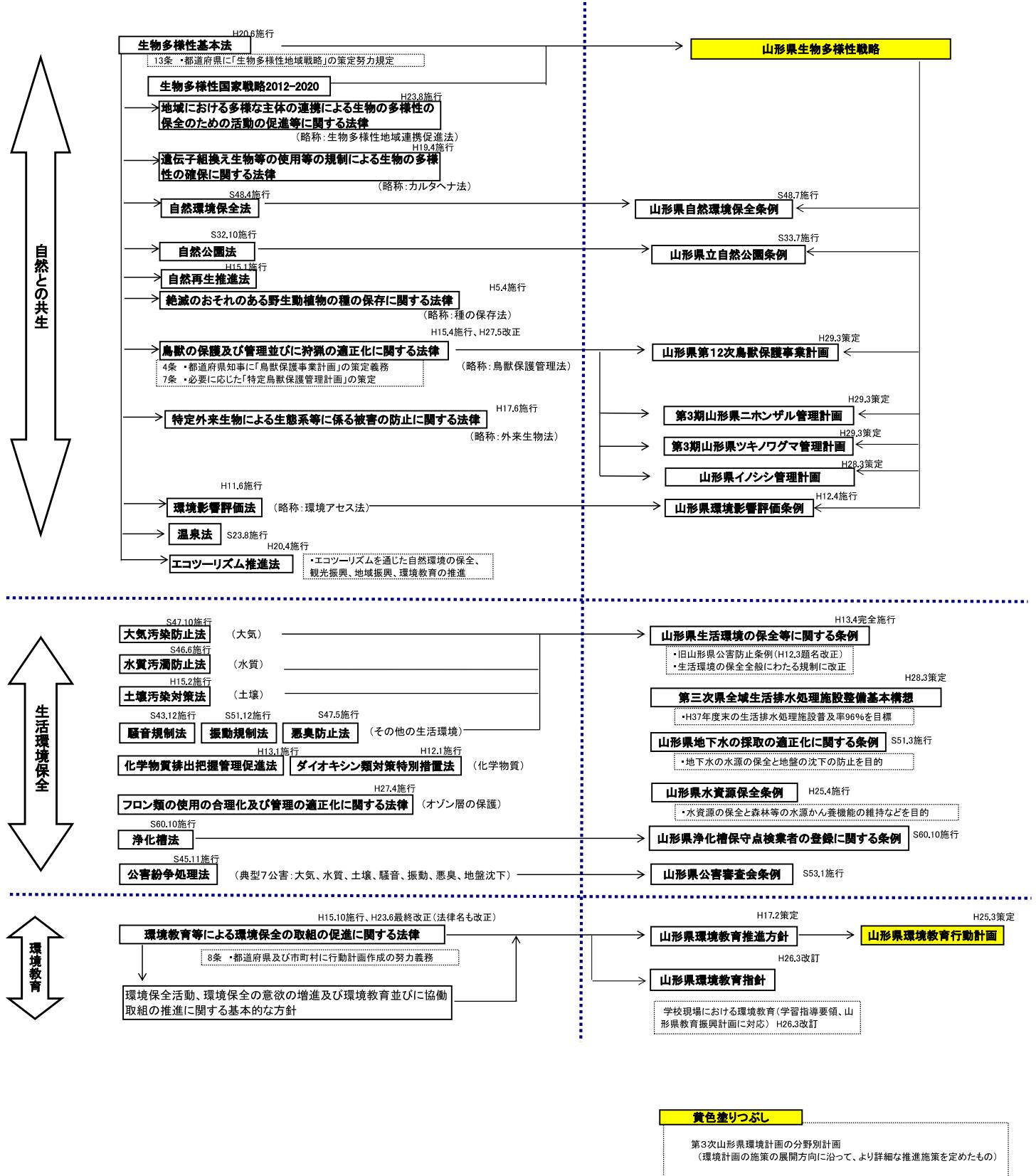
区分	名称	制定年月日	施行年月日	担当課
環境保全の基本	山形県環境基本条例	H11.3.19 (県条例第7号)	H11.4.1	環境企画課
再生可能エネルギー	山形県再生可能エネルギー登電設備等維持管理等基金条例	H24.2.28 (県条例第2号)	同左	エネルギー政策推進課
廃棄物	山形県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則	H4.7.4 (県規則第46号)	同左	循環型社会推進課
	山形県産業廃棄物税条例	H18.3.22 (県条例第16号)	H18.10.1	税政課
	山形県産業廃棄物税基金条例	H18.3.22 (県条例第18号)	H18.10.1	循環型社会推進課
	山形県産業廃棄物の処理に関する指導要綱	H2.6.2	H2.8.1	循環型社会推進課
	山形県一般廃棄物処理施設の設置に関する指導要綱	H7.8.1	H7.8.1	循環型社会推進課
	山形県空き缶等の散乱防止推進要綱	H13.9.19	H13.9.19	循環型社会推進課
	山形県浄化槽施行細則	S60.9.20 (県規則第48号)	同左	水大気環境課
	山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	S60.7.10 (県条例第25号)	S60.10.1	水大気環境課
	山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則	S60.10.1 (県規則第49号)	同左	水大気環境課
	山形県浄化槽保守点検業者登録簿閲覧規程	S60.10.1 (県告示第1261号)	同左	水大気環境課
自然環境保全	山形県立自然公園条例	S33.7.1 (県条例第29号)	同左	みどり自然課
	山形県立自然公園条例施行規則	S34.2.17 (県規則第11号)	同左	みどり自然課
	庄内海浜県立自然公園の指定	S23.8.5 (県告示第377号)	同左	みどり自然課
	磐梯朝日国立公園の指定	S25.9.5 (厚生省告示第232号)	同左	みどり自然課
	鶴所山県立自然公園の指定	S26.3.20 (県告示第112号)	同左	みどり自然課
	県南県立自然公園の指定	S58.4.1 (県告示第546号)	同左	みどり自然課
	鳥海国定公園の指定	S38.7.24 (厚生省告示第325号)	同左	みどり自然課
	越后國定公園の指定	S38.8.8 (厚生省告示第343号)	同左	みどり自然課
	加無山県立自然公園の指定	S38.12.6 (県告示第1059号)	同左	みどり自然課
	天童高原県立自然公園の指定	S42.8.30 (県告示第843号)	同左	みどり自然課
	栗駒国定公園の指定	S43.7.22 (厚生省告示第309号)	同左	みどり自然課
	最上川県立自然公園の指定	S46.6.2 (県告示第754号)	同左	みどり自然課
	山形県自然環境保全条例	S48.3.24 (県条例第21号)	S48.7.1	みどり自然課
	山形県自然環境保全条例施行規則	S48.6.14 (県規則第44号)	S48.7.1	みどり自然課
	今神山自然環境保全地域の指定	S50.3.10 (県告示第322号)	同左	みどり自然課
	氣比神社社叢自然環境保全地域の指定	S50.3.10 (県告示第327号)	同左	みどり自然課
	ヌルタマ沢・野川自然環境保全地域の指定	S50.3.10 (県告示第331号)	同左	みどり自然課
景観	大沢川源流部自然環境保全地域の指定	S57.3.17 (県告示第395号)	同左	みどり自然課
	沼ノ口温泉自然環境保全地域の指定	S58.5.4 (県告示第728号)	同左	みどり自然課
	山形県里山環境保全地域の指定（胴腹巻）	H14.3.29 (県告示第275号)	同左	みどり自然課
	山形県里山環境保全地域の指定（下小松）	H15.3.28 (県告示第277号)	同左	みどり自然課
	山形県里山環境保全地域の指定（河島山）	H17.3.25 (県告示第244号)	同左	みどり自然課
	山形県里山環境保全地域の指定（沼の台）	H18.3.24 (県告示第228号)	同左	みどり自然課
	山形県温泉法の施行に関する規則	H14.3.29 (県規則第28号)	H14.4.1	みどり自然課
	山形県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の施行に関する規則	S54.8.1 (県規則第49号)	同左	みどり自然課
	やまがた絶境環境条例	H18.12.19 (県条例第60号)	H19.4.1	税政課
	やまがた絶境環境基金条例	H18.12.19 (県条例第63号)	H19.4.1	みどり自然課
	やまがた絶境環境憲章及び県民みんなで支える新たな森づくりシンボルマークの制定	H20.2.8 (県告示第111号)	みどり自然課	
大気環境	山形県景観条例	H19.12.21 (県条例第69号)	H20.7.1	県土利用政策課
	山形県屋外広告物条例	S49.10.4 (県条例第59号)	S50.1.1	県土利用政策課
騒音・振動 悪臭 水環境 土壤環境	山形県生活環境の保全等に関する条例	S45.7.11 (県条例第41号)	同左	水大気環境課
	山形県生活環境の保全等に関する条例施行規則	S45.12.25 (県規則第69号)	同左	水大気環境課
	山形県大気汚染緊急時対策要綱	H3.4.2 (県規則第69号)	H3.6.1	水大気環境課
	騒音規制法の規定による地域の指定、規制基準の設定等	S49.10.1 (県告示第1427号)	同左	水大気環境課
	航空機騒音に係る環境基準の地域の類型IIをあてはめる地域の指定	H12.4.18 (県告示第365号)	同左	水大気環境課
	山形空港周辺民家防音対策事業実施要綱	H12.3.31 (県告示第275号)	H12.4.1	空港港湾課
	拡声機による騒音騒音の規制に関する条例	H4.3.30 (県条例第29号)	H4.7.1	県警本部警備部警備一課
	振動規制法の規定による地域の指定、規制基準の設定等	S55.6.6 (県告示第945号)	同左	水大気環境課
	悪臭防止法に基づく地域の指定及び規制基準の設定	H16.3.30 (県告示第383号)	H16.11.1	水大気環境課
	山形県水資源保全条例	H25.3.22 (県条例第14号)	H25.4.1	環境企画課
	山形県水資源保全条例施行規則	H25.3.29 (県規則第60号)	H25.4.1	環境企画課
	山形県水資源保全地域の指定（長井市野川地区、遊佐町牛渡・滝沢・沢尻地区、遊佐町下当山・長坂地区、遊佐町白井地区）	H25.9.27 (県告示第866号)	同左	環境企画課
	山形県水資源保全地域の指定（米沢市大荒沢水源地、米沢市鬼面川貯水池、南陽市小瀬地区、庄内町立谷沢川地区、遊佐町八森・藤井地区）	H26.3.11 (県告示第198号)	同左	環境企画課
	山形県水資源保全地域の指定（最上小国川地区、川西町犬川地区、川西町黒川地区）	H27.1.30 (県告示第57号)	同左	環境企画課
	山形県水資源保全地域の指定（鶴岡市、西川町、舟形町堀内地区）	H27.5.29 (県告示第533号)	同左	環境企画課
	山形県水資源保全地域の指定（大江町、飯豊町）	H28.6.10 (県告示第593号)	同左	環境企画課
	平成27年1月県告示第57号（山形県水資源保全地域の指定）の一部改正（川西町犬川地区）	H28.6.10 (県告示第594号)	同左	環境企画課
	山形県水資源保全地域の指定（酒田市、尾花沢市、金山町、戸沢村、高畠町）	H29.3.28 (県告示第221号)	同左	環境企画課
	山形県水資源保全地域の指定（東根市、鮭川村）	H30.3.27 (県告示第228号)	同左	環境企画課
	公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定について	S46.5.25 (閣議決定)	同左	水大気環境課
	公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定について	S49.4.1 (県告示第443号)	同左	水大気環境課
	酒田港北港地区水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定	S52.3.11 (県告示第385号)	同左	水大気環境課
	酒田港外港地区及び北港地区水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定	S58.3.11 (県告示第372号)	同左	水大気環境課
	山形県特定事業場排水自水管理要綱	S61.3.25	S61.4.1	水大気環境課
	山形県生活排水対策推進要綱	S63.3.28	S63.4.1	水大気環境課
	山形県汚染土壤等の処理に関する指導要綱	H22.4.1	同左	水大気環境課
	山形県ゴルフ場開発指導要綱	H4.3.18	H4.4.1	みどり自然課
地盤沈下	山形県地下水の採取の適正化に関する条例	S51.3.31 (県条例第16号)	S51.4.1	水大気環境課
	山形県地下水の採取の適正化に関する条例施行規則	S51.8.30 (県規則第55号)	同左	水大気環境課
	山形地域地下水採取適正化計画及び米沢地域地下水採取適正化計画	S51.10.1 (県告示第1516号)	同左	水大気環境課
公害紛争	山形県公害審査会条例	S52.12.22 (県条例第44号)	S53.1.1	水大気環境課
	山形県公害紛争処理の手続に要する費用等に関する条例	S45.10.7 (県条例第47号)	S45.11.1	水大気環境課
環境影響評価	山形県環境影響評価条例	H11.7.23 (県条例第29号)	H12.4.1	みどり自然課
	山形県環境影響評価条例施行規則	H11.7.23 (県規則第68号)	H12.4.1	みどり自然課
	山形県環境影響評価技術指針	H12.2.18 (県告示第136号)	同左	みどり自然課
総合施策	山形県環境保全基金条例	H2.3.26 (県条例第8号)	同左	環境企画課
	山形県環境審議会条例	H6.7.12 (県条例第45号)	H6.8.1	環境企画課
	やまがたECOマネジメントシステム設置要綱	H20.3.25	H20.4.1	環境企画課

資料:県環境エネルギー部環境企画課

資料-12 主な環境関連法令等の体系(国、県の対応関係)

平成31年3月





資料: 県環境エネルギー部環境企画課

資料-13 市町村の環境保全に関する条例、要綱等の制定状況

市町村名	区分	名称	制定年月日
山形市	環境保全一般	美しい山形をつくる基本条例	S63. 3. 22
		山形市環境審議会条例	H6. 6. 22
		山形市特定環境地域等の指定に関する規則	H7. 11. 22
	廃棄物・リサイクル	山形市清掃問題審議会条例	H3. 3. 26
		山形市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	H8. 3. 28
		山形市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則	H8. 4. 1
		不法投棄等のない山形市を目指す条例	H21. 3. 26
		山形市空き缶等散乱防止条例	H9. 3. 31
		山形市空き缶等散乱防止条例施行規則	H9. 10. 1
	自然保護	山形市土石採取の適正化に関する指導要綱	S54. 4. 23
		山形市樹木の保存に関する要綱	S54. 6. 30
		山形市風致地区内における建築等の規制に関する条例	H27. 3. 25
		山形市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則	H27. 3. 31
	公害等	山形西部工業団地環境保全要綱	S48. 11. 8
		立谷川工業団地環境保全要綱	S52. 6. 10
		山形市蔵王産業団地環境保全要綱	H8. 4. 15
		山形市生活排水処理対策指導要綱	S58. 11. 1
		山形市特定事業者排水自主管理要綱	H13. 4. 1
		山形市雨水浸透施設設置普及推進要綱	H1. 6. 1
		山形市悪臭防止対策指導要綱	S61. 8. 1
		山形市の臭気バナネル設置要綱	S57. 4. 8
		山形市中高層建築物等に関する指導要綱（電波障害防止）	S61. 10. 1
		山形市開放型事業場の公害防止等に関する指導要綱	H3. 7. 1
	景観	山形市汚染土壤の処理に関する指導要綱	H22. 4. 1
		山形市蔵王温泉地域内における建築物設計基準の指導に関する要綱	H4. 4. 1
		山形市景観条例	H30. 12. 21
		山形市景観条例施行規則	H31. 3. 29
		山形市屋外広告物条例	H30. 12. 21
		山形市屋外広告物条例施行規則	H31. 3. 29
		山形市自転車等放置防止条例	H6. 6. 22
米沢市	環境保全一般	米沢市環境基本条例	H9. 3. 31
		環境保全都市宣言	H9. 3. 26
		米沢市環境審議会条例	H6. 6. 27
		米沢市家屋等の安全管理に関する条例	H25. 6. 28
		米沢市家屋等の安全管理に関する条例施行規則	H25. 6. 28
		米沢市不良住宅除却促進事業費補助金交付要綱	H26. 5. 1
	廃棄物・リサイクル	米沢市中高層建築物に関する指導要綱	H3. 2. 19
		米沢市廃棄物減量等推進審議会設置条例	H15. 9. 29
		米沢市一般廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する要綱	H23. 2. 8
		米沢市合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱	S63. 5. 20
		平成30年度米沢市浄化槽整備促進事業費補助金交付要綱	H30. 4. 5
		米沢市環境保全協力金に関する要綱	H21. 10. 7
		米沢市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例	H20. 3. 31
	景観	米沢市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則	H20. 3. 31
		米沢市景観条例	H22. 3. 31
		米沢市景観条例施行規則	H22. 3. 31
		米沢市景観形成推進事業費補助金交付要綱	H11. 5. 25
		米沢市景観形成委員会設置条例	H15. 3. 26
	その他	米沢市景観重要建造物等保存対策事業費補助金交付要綱	H23. 5. 25
		米沢市まちなみ整備推進事業費補助金交付要綱	H28. 3. 25
		米沢市ペット園の設置の基準等に関する条例	H17. 6. 30
		米沢市ペット園の設置の基準等に関する条例施行規則	H17. 7. 5

市町村名	区分	名称	制定年月日
鶴岡市	環境保全全般	鶴岡市環境基本条例	H17. 10. 1
		鶴岡市生活環境保全条例	H17. 10. 1
		鶴岡市生活環境保全条例施行規則	H17. 10. 1
		鶴岡市環境審議会条例	H17. 12. 26
		旧藤島町人と環境にやさしいまちづくり条例	H17. 10. 1
		鶴岡市空家等の管理及び活用に関する条例	H24. 12. 25
		鶴岡市空家等の管理及び活用に関する規則	H25. 3. 29
		平成30年度鶴岡市危険空き家解体補助金交付要綱	H30. 8. 3
	地球温暖化対策	鶴岡市環境フェア運営補助金交付要綱	H24. 4. 1
		鶴岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H17. 10. 1
		鶴岡市廃棄物減量等推進審議会条例	H17. 12. 26
		鶴岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則	H17. 10. 1
		鶴岡市廃棄物減量等推進員設置規則	H17. 10. 1
		鶴岡市事業系一般廃棄物減量推進指示要綱	H22. 4. 1
		鶴岡市生ごみ処理機器購入補助金交付要綱	H22. 4. 1
		鶴岡市空き缶等の散乱等の防止に関する条例	H17. 10. 1
		鶴岡市空き缶等の散乱等の防止に関する条例施行規則	H17. 10. 1
		鶴岡市「レジ袋無料配布取りやめ事業者」登録制度実施要綱	H20. 10. 8
		鶴岡市浄化槽条例	H17. 10. 1
		鶴岡市浄化槽条例施行規程	H27. 4. 1
	廃棄物・リサイクル	平成30年度鶴岡市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱	H30. 4. 1
		鶴岡市浄化槽排水設備等改造資金融資あっせん及び利子補給金交付要綱	H27. 4. 1
		鶴岡市浄化槽排水設備改造設置資金補助金交付要綱	H27. 4. 1
		平成30年度鶴岡市浄化槽整備促進事業費（市設置型）補助金交付要綱	H30. 4. 1
		平成30年度鶴岡市浄化槽整備促進事業費（個人設置型）補助金交付要綱	H30. 4. 1
		鶴岡市カラオケボックスの設置に関する指導要綱	H17. 10. 1
		鶴岡市中高層建築物による電波障害等の防止に関する指導要綱	H17. 10. 1
		鶴岡市景観計画に係る行為の制限等に関する条例	H20. 3. 26
	景観	鶴岡市景観計画に係る行為の制限等に関する条例施行規則	H20. 3. 26
		鶴岡市景観条例	H17. 10. 1
酒田市	環境保全全般	酒田市環境基本条例	H17. 11. 1
		酒田市環境審議会条例	H17. 12. 21
		酒田市環境基本計画推進会議設置要綱	H19. 2. 26
		酒田市風力発電施設建設ガイドライン修正のための委員会設置規程	H26. 1. 6
	廃棄物・リサイクル	酒田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H17. 11. 1
		酒田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則	H17. 11. 1
		酒田市廃棄物減量等推進審議会条例	H17. 12. 21
		酒田市廃棄物減量等推進員設置要綱	H17. 11. 1
		酒田市美観保護条例	H17. 11. 1
		酒田市美観保護条例施行規則	H17. 11. 1
		酒田市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例	H25. 3. 14
		酒田市指定ごみ袋の規格等に関する要綱	H17. 11. 1
		酒田市使用済自動車等海上輸送費報償金交付要綱	H18. 4. 1
		酒田市資源再利用運動事業等実施要綱	H22. 3. 29
		酒田市ごみステーション整備費補助金交付要綱	H23. 3. 28
		酒田市生ごみ処理機等普及事業補助金交付要綱	H25. 3. 29
		酒田市合併処理浄化槽条例	H17. 11. 1
		酒田市合併処理浄化槽条例施行規程	H29. 3. 31
		酒田市合併処理浄化槽整備促進事業費補助金交付要綱	H29. 3. 31
	景観	酒田市景観条例	H19. 12. 25
		酒田市景観条例施行規則	H19. 12. 25
		酒田市景観施策推進委員会設置規程	H18. 10. 4
		酒田市景観助成金交付要綱	H17. 11. 1
		酒田市屋外広告物指導員設置要綱	H23. 3. 23
		酒田市樹木等の保存に関する要綱	H17. 11. 1
新庄市	環境保全全般	酒田市空き家等の適正管理に関する条例	H24. 3. 19
		酒田市空き家等の適正管理に関する条例施行規則	H24. 6. 29
	廃棄物・リサイクル	新庄市環境保全都市宣言	H11. 6. 4
		新庄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H4. 12. 25
		新庄市リサイクルにこにこ運動実施要綱	S60. 7. 16
		新庄市ごみ集積器具購入費補助金交付規程	H16. 3. 31
		新庄市合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付規程	H5. 3. 31
		平成29年度新庄市浄化槽整備促進事業費補助金交付要綱	H29. 4. 1

市町村名	区分	名称	制定年月日	
寒河江市	環境保全全般	寒河江市環境基本条例	H24. 3. 27	
		寒河江市環境審議会設置条例	H24. 3. 27	
	地球温暖化対策 廃棄物・リサイクル	平成30年度寒河江市再生可能エネルギー設備導入事業費補助金交付要綱	H30. 4. 1	
		寒河江市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H4. 9. 18	
		寒河江市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則	H4. 10. 1	
		寒河江市一般廃棄物減量等推進審議会設置条例	H6. 3. 25	
		寒河江市浄化槽等設置管理条例	H23. 12. 20	
		寒河江市浄化槽等設置管理条例施行規則	H23. 12. 20	
		寒河江市単独処理浄化槽撤去費補助金交付要綱	H24. 4. 1	
		平成30年度寒河江市浄化槽整備促進事業費補助金交付要綱	H30. 4. 1	
上山市	自然保護	平成30年度寒河江市生ごみ処理機設置費補助金交付要綱	H30. 4. 1	
		寒河江市せせらぎ宣言	H6. 6. 24	
	環境保全全般 廃棄物・リサイクル 自然保護 公害等 景観	寒河江市生け垣設置奨励補助金交付規程	H6. 4. 1	
		上山市快適環境条例	H10. 3. 27	
		上山市快適環境条例施行規則	H10. 3. 27	
		上山市特定環境地域等の指定手続に関する規則	H10. 3. 27	
		上山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H5. 7. 5	
		上山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則	H5. 7. 6	
		上山市浄化槽の設置及び管理に関する条例	H16. 3. 22	
		上山市浄化槽の設置及び管理に関する条例施行規則	H16. 3. 26	
村山市	廃棄物・リサイクル	上山市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱	H3. 3. 22	
		上山市森林保育事業補助金交付要綱	S51. 1. 14	
	自然保護	上山市公害対策処理に関する規程	S47. 1. 24	
		上山市中高層建築物等による電波障害防止に関する指導要綱	H3. 2. 1	
	公害等	上山市生垣設置奨励補助金交付要綱	S50. 5. 1	
		上山市樹木の保存に関する要綱	S57. 7. 27	
	景観	平成30年度上山市緑と花のまちづくり推進事業交付金交付要綱	H30. 3. 27	
		上山市森林保育事業補助金交付要綱	H18. 12. 26	
	環境保全全般	平成30年度村山市太陽光発電システム等設置事業補助金交付要綱	H30. 4. 1	
		平成30年度村山市木質バイオマス燃焼機器設置事業補助金交付要綱	H30. 4. 1	
長井市	廃棄物・リサイクル	村山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H5. 3. 24	
		村山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則	H5. 3. 26	
		村山市一般廃棄物の処分に関する指導要綱	H16. 11. 22	
		村山市環境保全協力金に関する要綱	H22. 11. 1	
		村山市家庭用生ごみ処理機等推進事業補助金実施要綱	H20. 4. 10	
		村山市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例	H28. 9. 23	
		村山市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則	H28. 9. 23	
		村山市合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱	H6. 4. 1	
		村山市浄化槽設置整備促進事業費補助金交付要綱	H24. 10. 9	
		長井市環境保全基本条例	H6. 3. 31	
長井市	環境保全全般 廃棄物・リサイクル 自然保護 公害等 景観	平成30年度長井市再生可能エネルギー設備導入事業費補助金交付要綱	H30. 4. 1	
		長井市ポイ捨て等防止条例	H16. 3. 25	
		長井市ポイ捨て等防止条例施行規則	H16. 3. 31	
		長井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H5. 3. 23	
		長井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則	H5. 3. 23	
		長井市下水道条例	S62. 6. 24	
		長井市下水道条例施行規則	S62. 7. 23	
		長井市浄化槽の設置及び管理に関する条例	H17. 3. 28	
		長井市浄化槽の設置及び管理に関する条例施行規則	H17. 3. 31	
		長井市浄化槽事業附帯工事補助金交付規程	H17. 4. 1	
長井市		長井市浄化槽排水設備等改造資金融資あつ旋及び利子補給規程	H17. 4. 1	
		長井市レインボープランコンボストセンター条例	H8. 10. 1	
		長井市レインボープランコンボストセンター条例施行規則	H8. 12. 10	
		長井市水洗便所等改造資金融資あつ旋及び利子補給規程	S62. 7. 17	
		長井市不伐の森条例	H1. 3. 27	
		長井市不伐の森条例施行規則	H1. 3. 27	
		長井市ダイオキシン類から市民の健康と環境を守る条例	H12. 3. 24	
		長井市ダイオキシン類から市民の健康と環境を守る条例施行規則	H12. 3. 31	
		公害防止対策協議会規程	S44. 9. 29	
		長井市景観条例	H23. 3. 28	
		長井市景観条例施行規則	H23. 3. 29	

市町村名	区分	名称	制定年月日
天童市	環境保全全般	天童市環境基本条例	H12. 3. 29
	地球温暖化対策	平成30年度天童市住宅用太陽光発電システム設置支援事業費補助金交付要綱	H30. 3. 30
		平成30年度天童市ペレットストーブ等設置支援事業費補助金交付要綱	H30. 3. 30
	廃棄物・リサイクル	天童市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H5. 3. 24
		天童市浄化槽整備事業費補助金交付規程	H14. 7. 31
		天童市水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給規程	H4. 2. 28
	公害等	天童市雨水浸透施設設置普及推進要綱	H9. 4. 1
		天童市中高層建築物等による電波障害防止に関する指導要綱	H14. 10. 7
東根市	景観	天童市生垣設置奨励補助金交付規程	S63. 7. 22
	環境保全全般	東根市環境基本条例	H12. 12. 22
		東根市環境衛生組合長設置規則	H17. 3. 2
		東根市環境衛生組合に関する活動報償の支給要綱	H17. 3. 17
		東根市空家等の適正管理に関する条例	H28. 3. 17
		東根市空家等の適正管理に関する条例施行規則	H28. 3. 17
		東根市空き家バンク実施要綱	H27. 11. 30
	地球温暖化対策	平成31年度東根市中古住宅流通促進事業補助金交付要綱	H31. 3. 29
		東根市住宅用太陽光発電システム設置支援事業費補助金交付要綱	H21. 6. 17
		東根市レジ袋削減推進店舗登録制度実施要綱	H21. 2. 12
	廃棄物・リサイクル	東根市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H5. 3. 19
		東根市合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱	H3. 3. 30
	公害等	東根市浄化槽整備促進事業費補助金交付要綱	H24. 9. 20
		東根市生垣設置奨励事業補助金交付要綱	H8. 2. 9
尾花沢市	環境保全全般	尾花沢市清らかな環境を保全する条例	H14. 3. 22
		尾花沢市雪国の暮らしを明るくする条例	S59. 9. 29
		尾花沢市水環境保全条例	H23. 9. 22
		尾花沢市翁山水源林の水環境保全土地購入要綱	H24. 3. 5
	廃棄物・リサイクル	尾花沢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H5. 6. 21
		尾花沢市ブナ共生の森設置及び管理に関する条例	H5. 3. 18
	自然保護	尾花沢市銀山温泉家並保存条例	S61. 3. 31
		尾花沢市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱	H12. 8. 1
	公害等	尾花沢市指定地区浄化槽設置事業費補助金交付要綱	H14. 3. 22
		平成29年度尾花沢市浄化槽整備促進事業費補助金交付要綱	H29. 5. 17
	その他	尾花沢市徳良湖温泉施設の設置及び管理に関する条例	H16. 6. 14
		尾花沢市徳良湖周辺施設等設置及び管理に関する条例	H18. 3. 8
南陽市	環境保全全般	南陽市環境対策協議会規程	H16. 9. 3
	地球温暖化対策	南陽市地球温暖化対策委員会規程	H18. 3. 31
		平成30年度南陽市住宅用太陽光発電システム設置事業費補助金交付要綱	H30. 4. 1
	廃棄物・リサイクル	南陽市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱	H3. 3. 12
		南陽市合併処理浄化槽の普及及び指導に関する要綱	H11. 3. 1
		平成30年度南陽市浄化槽水環境保全推進事業費補助金交付要綱	H30. 4. 1
		南陽市水洗便所改造資金融資あっ旋及び利子補給に関する規程	H20. 4. 1
		南陽市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H4. 12. 24
		南陽市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則	H4. 12. 24
		南陽市ごみ収集所設置及び維持管理要綱	H8. 4. 1
		南陽市ごみ減量基金条例	H8. 12. 27
		南陽市不法投棄防止に関する要綱	H12. 3. 28
		南陽市生ごみ堆肥化処理器設置補助金交付要綱	H12. 3. 28
	自然保護	南陽市森づくり条例	H20. 3. 11
		南陽市公害対策協議会規程	S45. 7. 1
	公害等	南陽市生垣づくり補助金交付規程	H6. 10. 3
		南陽市ゴルフ場における農薬の安全使用に関する指導要綱	H2. 1. 10
山辺町	廃棄物・リサイクル	山辺町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H5. 3. 25
		山辺町家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付要綱	H22. 4. 1
		山辺町資源回収推進奨励金交付要綱	H8. 4. 1
		山辺町ごみ収集所維持管理奨励金交付規程	H13. 6. 25
		山辺町浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱	H18. 4. 1
	地球温暖化対策	山辺町住宅用再生可能エネルギー設備等設置費補助金交付要綱	H28. 3. 30
		ゴルフ場における農薬の安全使用に関する指導要綱	H2. 1. 10

市町村名	区分	名称	制定年月日
中山町	環境保全一般	きれいな中山町の環境づくり条例	H13. 12. 21
		きれいな中山町の環境づくり条例施行規則	H13. 12. 21
	廃棄物・リサイクル	中山町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付規定	H31. 3. 29
		中山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H5. 3. 23
		中山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則	H22. 6. 2
		中山町家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付規程	H23. 3. 31
		中山町一般廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する要綱	H26. 3. 26
		中山町資源回収推進奨励金交付規定	H31. 3. 29
		中山町ごみ集積所設置等補助金交付規定	H23. 3. 31
		中山町ごみ集積所の設置及び維持管理に関する要綱	H13. 3. 26
河北町	景観	中山町生け垣設置奨励補助金交付規程	S48. 7. 10
		中山町公害対策処理に関する規程	H14. 3. 18
	環境保全一般	河北町環境基本条例	H14. 3. 18
		河北町快適な住みよいまちづくり条例	H19. 3. 15
		平成30年度河北町太陽光発電システム設置事業費補助金交付要綱	H30. 4. 1
西川町	廃棄物・リサイクル	河北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H5. 3. 15
		河北町生ごみ密閉式処理容器購入設置補助金交付規程	H13. 3. 28
	公害等	河北町浄化槽設置整備事業補助金交付規程	H24. 6. 11
		河北町美しいまちなみ景観条例	H4. 6. 20
		寒河江川水質汚濁防止等環境保全に関する行政指導要綱	H9. 8. 1
朝日町	環境保全一般	西川町空き家等の適正管理に関する条例	H24. 9. 18
		西川町空き家等の適正管理に関する条例施行規則	H24. 10. 31
		西川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H4. 9. 30
		西川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則	H4. 9. 30
	廃棄物・リサイクル	西川町生ごみ減量化・資源再利用化運動推進要綱	H6. 4. 1
		西川町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付規程	H6. 3. 29
	公害等	寒河江川水質汚濁防止等環境保全に関する行政指導要綱	H9. 8. 1
		朝日町環境基本条例	H22. 3. 15
	環境保全一般	朝日町環境保全基金条例	H6. 3. 24
		地球にやさしい町宣言	H2. 9. 27
大江町	廃棄物・リサイクル	朝日町空気の日条例	H4. 3. 23
		朝日町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H4. 9. 25
		朝日町合併処理浄化槽の普及に関する条例	H1. 9. 30
		朝日町合併処理浄化槽設置事業費補助金交付規則	H1. 12. 25
		朝日町合併処理浄化槽排水路整備事業受益者分担金条例	H13. 3. 28
		朝日町合併処理浄化槽排水路整備事業受益者分担金条例施行規則	H13. 3. 28
	自然保護	朝日町の花ヒメサユリの保護に関する条例	H13. 9. 25
		大江町環境基本条例	H14. 12. 10
		大江町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H4. 9. 22
		大江町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則	H4. 10. 1
大石田町	環境保全一般	大江町集團資源回収奨励金交付要綱	H6. 4. 1
		大江町景観条例	H19. 3. 13
	景観	大江町景観条例施行規則	H19. 9. 20
		大江町優良景観形成補助金交付規程	H22. 3. 15
	環境保全一般	大石田町空き家等の適正管理に関する条例	H25. 12. 12
		大石田町空き家等の適正管理に関する条例施行規則	H25. 12. 12
	廃棄物・リサイクル	大石田町地区防犯灯LED新設改修事業補助金交付要綱	H25. 4. 1
		大石田町住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱	H23. 4. 15
	廃棄物・リサイクル	大石田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H5. 6. 12
		大石田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則	H5. 6. 18
		大石田町廃棄物減量等推進員設置要綱	H7. 4. 1
		大石田町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱	H7. 3. 31
		大石田町合併処理浄化槽設置改造資金あつ旋及び利子補給規程	H16. 3. 1
		大石田町下水管設備設置事業補助金交付要綱	H13. 8. 31
		大石田町排水設備等設置改造資金融資あつ旋及び利子補給規程	H13. 8. 31
		大石田町農業集落排水処理施設設置管理条例	H20. 3. 6
		大石田町農業集落排水処理施設設置管理条例施行規則	H20. 3. 6
		大石田町農業集落排水管設備設置事業補助金交付要綱	H13. 8. 31
		大石田町農業集落排水事業水洗便所等改造資金融資あつ旋及び利子補給規程	H8. 9. 24
		大石田町生ごみ減量機器購入補助金交付要綱	H19. 4. 1
		大石田町衛生ステーション設置補助金交付要綱	H22. 3. 31
		大石田町ギフチョウ及びヒメギフチョウの保護に関する条例	S63. 3. 18
その他	自然保護	大石田町公害対策規程	S50. 10. 29
		大石田町雪室施設の設置及び管理に関する条例	H13. 3. 9
	その他	大石田町墓地埋葬等に関する規則	H1. 4. 1
		大石田町化製場等に関する規則	H1. 4. 1

市町村名	区分	名称	制定年月日
金山町	環境保全一般	金山町環境保全検討委員会設置規則	H16.12.1
		金山町環境保全指導員の設置及び活動に関する規則	H13.7.9
		金山町安全で安心して生活できる元気なまちづくり条例	H16.3.15
		金山町自律のまちづくり基本条例	H18.3.14
	廃棄物・リサイクル	金山町環境美化の推進に関する条例	H9.4.1
		金山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H4.12.24
		金山町合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱	H4.3.26
		金山町生ごみ処理機購入費補助金交付要綱	H11.5.28
	自然保護	金山町下水道条例	H13.12.21
		金山町緑の憲章	H14.6.2
		土壤汚染対策事業費補助金交付要綱	S49.8.27
最上町	公害等	金山町農業集落排水処理施設の設置及び管理運営等に関する条例	S63.3.15
		金山町の風景と調和した街並み景観条例	S61.3.18
		最上町環境基本条例	H16.6.14
	地球温暖化対策	最上町環境保全に関する要綱	H3.11.15
		最上町エネルギー利用効率化推進補助金交付要綱	H25.4.1
		最上町エコ住宅新增改築支援事業費補助金交付要綱	H22.5.10
		最上町住宅リフォーム支援事業費補助金交付要綱	H23.3.24
	廃棄物・リサイクル	最上町美化推進及び美観の保護に関する条例	H4.12.21
		最上町リサイクル運動推進補助金交付要綱	H14.5.1
		最上町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H9.12.18
		最上町浄化槽整備に関する条例	H18.3.27
		最上町水洗化普及促進金融資本旋及び利子補給金交付規定	H21.3.26
		最上町単独処理浄化槽撤去費補助金交付要綱	H23.3.24
		最上町公民館水洗化事業補助金交付要綱	H25.3.27
舟形町	廃棄物・リサイクル	最上町下水道条例	H13.3.16
		最上町農業集落排水処理施設の設置及び管理等に関する条例	H7.3.17
		最上町都市公園条例	H24.3.21
		舟形町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H10.3.13
		舟形町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則	H10.3.13
		舟形町リサイクル運動実施要綱	H10.3.20
		舟形町環境美化推進条例	H12.6.12
	公害等	舟形町環境美化推進条例施行規則	H12.6.15
		舟形町公共下水道条例	H14.9.13
		舟形町公共下水道条例施行規則	H14.9.13
真室川町	廃棄物・リサイクル	舟形町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱	H3.5.1
		舟形町農業集落排水処理施設の設置及び管理等に関する条例	H4.3.21
		舟形町農業集落排水処理施設の設置及び管理条例施行規則	H4.9.21
		舟形町再生エネルギー整備等導入設置費補助金交付要綱	H24.3.19
		真室川町環境保全委員会規程	H8.4.25
		真室川町地球温暖化対策協議会規程	H19.2.26
		真室川町太陽光発電装置設置事業費補助金交付要綱	H23.4.1
	公害等	真室川町薪ストーブ等利用拡大支援事業費補助金交付要綱	H30.11.1
		真室川町環境美化推進条例	H8.3.18
		真室川町環境美化推進条例施行規則	H8.3.18
大蔵村	廃棄物・リサイクル	真室川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H9.12.19
		真室川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則	H10.3.16
		真室川町一般廃棄物処理業許可等審議会規則	S56.1.20
		真室川町リサイクル推進運動実施規程	H15.4.1
		真室川町公共下水道設置条例	H14.3.25
		真室川町公共下水道条例	H14.3.25
		真室川町公共下水道条例施行規則	H14.4.1
	景観	真室川町下水道工事店に関する規則	H14.4.1
		真室川町環境美化里親制度実施要綱	H19.4.25
		真室川町不法投棄防止協力員設置及び対策要綱	H21.4.1
	公害等	真室川町生活排水処理整備事業費補助金交付規程	H14.4.1
		真室川町都市公園条例	S44.10.1
		真室川町都市公園条例施行規則	H25.3.29
	廃棄物・リサイクル	大蔵村廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H10.3.11
		大蔵村廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則	H10.3.30
		大蔵村浄化槽整備に関する条例	H16.3.16
		大蔵村特定環境保全公共下水道条例	H16.3.16
		大蔵村特定環境保全公共下水道条例施行規則	H16.3.16
		大蔵村環境美化推進条例	H11.3.10
		大蔵村環境美化推進条例施行規則	H11.3.26
景観	景観	大蔵村美しい村づくり条例	H22.3.15
		大蔵村美しい村づくり条例の施行に関する規則	H22.4.1

市町村名	区分	名称	制定年月日
鮎川村	環境保全全般	鮎川村環境基本条例	H14. 12. 26
		鮎川村廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H4. 12. 21
		鮎川村廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則	H6. 12. 26
		鮎川村環境美化推進条例	H10. 3. 27
	公害等	鮎川村浄化槽設置整備事業補助金交付規程	H12. 3. 21
戸沢村	環境保全全般	鮎川村農業集落排水処理施設の設置及び管理等に関する条例	H6. 12. 26
		戸沢村農村環境保全条例	H30. 3. 15
		戸沢村廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H4. 12. 24
		戸沢村廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則	H4. 12. 24
	廃棄物・リサイクル	戸沢村環境美化の推進等に関する条例	H10. 3. 23
高畠町	環境保全全般	戸沢村環境美化の推進等に関する条例施行規則	H10. 3. 25
		高畠町環境基本条例	H13. 12. 25
		たかはた食と農のまちづくり条例	H20. 9. 24
		高畠町環境にやさしいまちづくり町民会議設置規程	H12. 10. 1
		高畠町緑化木交付規程	H2. 12. 25
	地球温暖化対策	高畠町環境アドバイザー派遣要綱	H14. 9. 20
		高畠町生垣設置奨励補助金交付規程	H3. 10. 30
		高畠町地球温暖化防止協議会設置規程	H16. 10. 13
	廃棄物・リサイクル	高畠町再生可能エネルギー設備導入事業費補助金交付要綱	H29. 4. 21
		高畠町住宅リフォーム支援事業助成金交付要綱	H28. 4. 1
		高畠町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	S58. 3. 25
		高畠町特定地域生活排水処理事業の整備に関する条例	H14. 3. 25
		高畠町生活排水対策事業補助金交付規程	H10. 8. 3
川西町	景観	高畠町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付規程	H4. 3. 18
		まほろばの里高畠・まちづくり景観条例	H9. 9. 30
		川西町環境基本条例	H15. 3. 24
		環境かわにし町民会議設置要綱	H18. 5. 1
		平成30年度川西町住宅建設支援事業補助金交付要綱	H30. 4. 1
	廃棄物・リサイクル	川西町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H5. 3. 26
		川西町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則	H5. 3. 30
		川西町下水道条例	H3. 9. 26
		川西町下水道条例施行規則	H3. 9. 26
		川西町合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱	H3. 2. 12
小国町	公害等	川西町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例	H9. 3. 24
		川西町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則	H9. 3. 25
		川西町空家等の適正管理に関する条例	H25. 3. 27
		川西町空家等の適正管理に関する条例施行規則	H25. 5. 14
		川西町空家等の適正管理に関する条例施行規則	H25. 5. 14
白鷹町	地球温暖化対策	平成29年度小国町住宅リフォーム総合支援事業費補助金交付要綱	H29. 4. 1
		小国町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H5. 3. 19
		小国町合併処理浄化槽の普及に関する条例	H10. 9. 24
		平成29年度小国町家庭用生ごみ処理機械購入費補助金交付要綱	H29. 4. 1
		小国町下水道条例	H10. 9. 24
	廃棄物・リサイクル	小国町下水道条例施行規則	H10. 11. 12
		小国町排水設備等改造資金あっせん・利子補給規程	H10. 11. 12
		平成29年度小国町浄化槽整備促進事業費補助金交付要綱	H29. 4. 1
		小国町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱	H20. 4. 1
		小国町環境基本条例	H12. 9. 25
白鷹町	環境保全全般	白鷹町環境審議会条例	H3. 3. 25
		平成30年度白鷹町住宅リフォーム総合支援事業費補助金交付要綱	H30. 4. 1
		平成30年度白鷹町再生可能エネルギー推進事業費補助金交付要綱	H30. 4. 1
		白鷹町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H5. 3. 10
		白鷹町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則	H5. 2. 25
	廃棄物・リサイクル	白鷹町廃棄物減量等推進員設置要綱	H6. 4. 25
		白鷹町廃棄物減量等推進員協議会設置要綱	H6. 4. 25
		白鷹町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例	H14. 3. 25
		白鷹町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例施行規則	H20. 12. 25
		白鷹町下水道条例	S61. 6. 15
公害等	公害等	白鷹町下水道条例施行規則	S61. 6. 15
		白鷹町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例	H9. 3. 15
		白鷹町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則	H9. 3. 15

市町村名	区分	名称	制定年月日
飯豊町	環境保全全般	飯豊町自然環境と再生可能エネルギー関連事業との調和に関する条例	H29.3.6
	地球温暖化対策	平成30年度飯豊町住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱	H30.4.1
		明るい町づくり事業補助金交付規程	H26.3.14
	廃棄物・リサイクル	飯豊町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H5.3.25
		飯豊町ごみ減量化器具等購入費補助金交付要綱	H9.3.31
		飯豊町ごみ収集所整備費補助金交付要綱	H6.6.1
		飯豊町水洗便所等改造資金利子補給規程	H2.9.17
		飯豊町合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱	H4.3.27
		飯豊町不法投棄の防止に関する要綱	H5.4.1
		飯豊町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例	H2.3.31
		飯豊町生活排水個別処理事業の整備に関する条例	H15.12.12
	景観	いいでみどりのまちづくり条例	H6.3.25
		飯豊町空き家等の適正管理に関する条例	H25.3.25
		飯豊町老朽危険空き家解体支援事業補助金交付要綱	H25.4.1
		飯豊町空き家等情報取扱要綱	H18.1.13
三川町	環境保全全般	美しいまち三川をつくる環境条例	H7.3.17
		美しいまち三川をつくる環境条例施行規則	H7.3.31
		三川町空き家等の適正管理に関する条例	H26.3.25
		三川町空き家等の適正管理に関する条例施行規則	H26.3.25
	地球温暖化対策	三川町地球温暖化対策地域協議会設置要綱	H21.9.28
		平成29年度三川町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱	H29.4.1
		平成29年度三川町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱	H29.4.1
	廃棄物・リサイクル	三川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H5.3.19
		三川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則	H5.3.19
		三川町一般廃棄物処理業者処分基準要綱	H14.1.1
		三川町一般廃棄物処理業者処分審査会設置要綱	H14.1.1
		三川町廃棄物減量等推進審議会条例	H5.9.24
		三川町衛生組織活動交付金交付要綱	H7.2.1
		廃棄物減量等推進員(クリーンみかわ推進員)設置要綱	H5.3.31
		三川町生ごみ処理機購入補助金交付要綱	H4.3.6
		三川町下水道条例	H10.9.21
		三川町下水道条例施行規則	H10.9.21
		三川町農業集落排水処理施設・小規模集合排水処理施設設置条例	H4.3.18
		三川町農業集落排水処理施設・小規模集合排水処理施設設置条例の施行に関する規則	H4.3.31
庄内町	環境保全全般	庄内町環境基本条例	H18.12.26
		庄内町環境保全協議会条例	H17.7.1
	地球温暖化対策	平成30年度庄内町地球温暖化対策地域協議会補助金交付要綱	H30.4.1
		庄内町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H17.7.1
	廃棄物・リサイクル	庄内町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則	H17.7.1
		庄内町資源回収推進事業実施要綱	H18.3.31
		庄内町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱	H17.7.1
		平成30年度庄内町浄化槽整備促進事業費補助金交付要綱	H30.4.1
		庄内町下水道条例	H17.7.1
		庄内町下水道条例施行規則	H17.7.1
		庄内町農業集落排水条例	H17.7.1
		庄内町農業集落排水条例施行規則	H17.7.1
	景観	庄内町宅地分譲支援事業補助金交付規程	H17.7.1
		庄内町緑化奨励事業に関する実施要綱	H17.7.1
		庄内町空き家等の適正管理に関する条例	H25.3.22
		庄内町空き家等の適正管理に関する条例施行規則	H25.3.22

市町村名	区分	名称	制定年月日
遊佐町	環境保全全般	環境推進員設置規則	H13. 3. 27
		遊佐町環境基本条例	H15. 3. 17
		遊佐町空き家等の適正管理に関する条例	H25. 2. 28
		遊佐町空き家等の適正管理に関する条例施行規則	H25. 3. 18
	地球温暖化対策	遊佐町持家住宅リフォーム支援金交付要綱	H22. 4. 1
		遊佐町再生可能エネルギー設備導入事業費補助金交付要綱	H26. 4. 1
	廃棄物・リサイクル	遊佐町都市下水路条例	S58. 10. 11
		遊佐町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱	H2. 6. 25
		遊佐町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H5. 3. 1
		遊佐町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則	H5. 3. 30
		遊佐町下水道条例	H6. 12. 21
		遊佐町家庭用生ごみ処理機器購入費補助金交付規程	H13. 5. 31
		平成30年度遊佐町浄化槽整備促進事業費補助金交付要綱	H30. 3. 30
		遊佐町開発指導要綱	S50. 4. 1
	自然保護	遊佐町砂利等採取対策要綱	S58. 9. 12
		月光川の清流を守る基本条例	H2. 3. 31
		月光川の清流を守る基本条例施行規則	H2. 3. 31
		遊佐町環境保全基金の設置、管理及び処分に関する条例	H2. 12. 26
		鳥海山の高山植物及びその他植物で構成されるお花畠等保護条例	H16. 3. 15
		お花畠保護インストラクターの登録等に関する要綱	H16. 6. 23
		遊佐町八ツ面川せせらぎ水路の設置及び管理に関する条例	H18. 3. 30
		遊佐町山砂採取と砂丘地・クロマツ林・農地の保全についての基準	H22. 3. 25
		鳥海山湧水域の水環境保全土地購入要綱	H23. 11. 24
		鳥海山湧水域「共存の森」設置要項	H23. 11. 24
	景観	遊佐町の健全な水循環を保全するための条例	H25. 7. 1
		遊佐町都市公園条例	H10. 3. 18

平成31年3月31日現在

資料：県環境エネルギー部環境企画課

資料-14 市町村の環境関連施策策定状況

平成31年3月31日現在

	山形市	米沢市	鶴岡市	酒田市	新庄市	寒河江市	上山市	村山市	長井市	天童市	東根市	尾花沢市	南陽市	山辺町	中山町	河北町	西川町	朝日町	大江町	大石田町	金山町	最上町	舟形町	真室川町	大蔵村	鮎川村	戸沢村	高畠町	川西町	小国町	白鷹町	飯豊町	庄内町	三川町	遊佐町	計
環境基本条例	※1	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	23			
環境保全に関する条例・要綱等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	35					
環境審議会条例	※2	○	○	○	○	○	○	△		△	△	△	△			△				○			○			○			○	△	△	18				
地域環境計画	※3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	23				
地球温暖化対策地方公共団体実行計画 【区域施策編】	※4	○	○		○	○					○									○			○			○			○		7					
地球温暖化対策地方公共団体実行計画 【事務事業編】	※5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	26					
地球温暖化対策地域協議会	※6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	32					
環境教育等行動計画、方針等	※7																														0					
地域新エネルギービジョン		○	○	○	○	○	○					○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	14				
地域省エネルギービジョン											○															○	○	○	○	4						
環境管理システム	※8	○	○		○					○	○														○	○		○		○	9					
環境物品等調達方針	※9,10	○	○	○	○		○	○	○	○	○													○		○		△	11							

※1 環境基本条例とは、環境基本法に準じ、環境の保全に関する施策の基本的事項を定めた条例

※2 △は、環境審議会条例は制定していないが、環境基本条例等により環境審議会を設置している市町村

※3 地域環境計画とは、市町村の環境保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めた計画

※4 地球温暖化対策地方公共団体実行計画【区域施策編】とは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条第2項の規定に基づく計画（地球温暖化対策地域推進計画）

[第20条第2項 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。]

※5 地球温暖化対策地方公共団体実行計画【事務事業編】とは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条の3第1項の規定に基づく実行計画

[第20条の3第1項 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に關し、温室効果ガス排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定するものとする。]

※6 地球温暖化対策地域協議会とは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第26条第1項の規定に基づく協議会

[第26条第1項 地方公共団体、地域センター、地球温暖化防止活動推進員、事業者、住民その他の地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う者は、日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等に關し必要となるべき措置について協議するため、地球温暖化対策地域協議会を組織することができる。]

※7 環境教育等行動計画とは、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」第8条第1項に基づく計画

方針等とは、改正前の「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」第8条に基づく方針、計画等

[第8条第1項 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、その都道府県又は市町村の区域の自然的社会的条件に応じた環境全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協同取組の推進に関する行動計画を作成するよう努めるものとする。]

[第8条 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、その都道府県又は市町村の区域の自然的社会的条件に応じた環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する方針、計画を作成し、及び公表するよう努めるものとする。]

※8 環境管理システムとは、ISO14001などの環境マネジメントシステム

※9 環境物品等調達方針とは、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）第10条第1項の規定に基づく方針

[第10条第1項 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、物品等の調達に關し、当該都道府県、市町村及び地方独立行政法人の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成するよう努めるものとする。]

※10 △は環境物品調達方針は制定していないが、他の方針等により、環境物品等の調達の推進を図るとしている市町村

資料：県環境エネルギー部環境企画課

環境年表

※明朝体は国の動き、ゴシック体は県の動き

環境保全の基本的事項

昭和 42 年 8 月 3 日	公害対策基本法公布施行 (改正 45. 12. 25、46. 5. 31、48. 10. 5、49. 6. 11、58. 12. 2、廃止 5. 11. 19)
昭和 45 年 7 月 11 日	山形県公害防止条例公布 (12. 3. 21 山形県生活環境の保全等に関する条例と改称)
平成 2 年 3 月 26 日	山形県環境保全基金条例公布施行
平成 5 年 11 月 19 日	環境基本法公布施行
平成 6 年 12 月 16 日	環境基本計画閣議決定
平成 8 年 12 月 9 日	山形県環境基本計画策定
平成 11 年 3 月 19 日	山形県環境基本条例公布 (11. 4. 1 施行、改正 12. 3. 21)
平成 12 年 10 月 12 日	山形県環境計画策定
平成 18 年 3 月 22 日	山形県新環境計画策定
平成 24 年 3 月 26 日	第 3 次山形県環境計画策定
平成 29 年 3 月 24 日	第 3 次山形県環境計画【中間見直し版】策定

組織関係

昭和 26 年 4 月 1 日	衛生部に公衆衛生課を設置
昭和 37 年 4 月 1 日	企画部調整課で公害対策を所掌
昭和 38 年 11 月 12 日	山形県公害防止対策協議会を設置 (解散)
昭和 42 年 4 月 1 日	行政総合対策室に公害対策を事務移管
昭和 44 年 10 月 8 日	公衆衛生課を環境衛生課に名称変更
昭和 45 年 8 月 1 日	山形県公害対策審議会条例公布 (45. 7. 11 廃止)
昭和 45 年 9 月 10 日	行政総合対策室に公害係を置く
昭和 45 年 11 月 16 日	山形県公害対策本部を設置 (解散)
昭和 47 年 4 月 1 日	衛生部に公害課を設置、衛生研究所に公害科を置く
昭和 48 年 4 月 1 日	衛生部に自然保護課を設置、酒田保健所に公害係を置く
昭和 50 年 4 月 1 日	公害センターを設置
昭和 51 年 4 月 1 日	酒田保健所に公害課を設置
平成 5 年 4 月 1 日	衛生部を環境保健部に名称変更
平成 6 年 4 月 1 日	酒田保健所の公害課を環境公害課に名称変更
平成 6 年 8 月 1 日	公害センターに環境情報部を設置
	公害課、公害センター及び酒田保健所環境公害課を環境保全課、環境保全センター及び酒田保健所生活環境課に名称変更
	山形県環境審議会条例 施行
	(公害対策審議会を廃止し、環境審議会に法定審議事項 (大気汚染防止法、水質汚濁防止法) を引継。公害防止のみならず、環境の保全全般に関する基本的事項について調査審議等を所管、委員は学識経験者、國の地方行政機関の長等で構成)

平成 8 年 4 月 1 日	環境保健部を文化環境部に名称変更し、環境保全課と自然保護課を併合し、環境保護課に名称変更
平成 9 年 4 月 1 日	環境衛生課を環境整備課に名称変更（食品衛生、水道、営業衛生部門を健康福祉部保健業務課に事務移管）
平成 10 年 4 月 1 日	環境企画課を新設
平成 11 年 4 月 1 日	環境保全センターに環境化学部を設置
平成 13 年 4 月 1 日	県内 4 ブロックに総合支庁保健福祉環境部環境課を設置 環境企画課、環境整備課、環境保護課を統括する環境政策推進室（平成 15 年 3 月廃止）を設置
平成 13 年 5 月 1 日	山形県自然環境保全審議会を廃止し、県環境審議会に引継、環境保全、自然環境、鳥獣保護、温泉の 4 部会を設置
平成 15 年 4 月 1 日	環境保全センターを環境科学研究センターに名称を変更・組織を拡充し、村山市に移転 環境情報部を環境企画部に名称変更し、部内に自然環境部門を新設、大気部を大気環境部、水質部を水環境部に名称変更
平成 15 年 9 月 1 日	山形県地下水審議会を廃止し、県環境審議会環境保全部会に所管事項を引継
平成 17 年 5 月 1 日	県環境審議会に企画、循環型社会の 2 部会を新設
平成 18 年 4 月 1 日	環境保護課の環境保全部門が環境企画課に併合され環境企画課環境保全室に、環境整備課が循環型社会推進課に、環境保護課の自然保護部門、環境アセス・温泉部門と森林課の県民参加の森づくり部門が併合されみどり自然課に名称変更
平成 19 年 5 月 1 日	県環境審議会の企画、循環型社会部会を統合し環境計画管理部会を新設、鳥獣保護部会を自然環境部会に統合
平成 20 年 4 月 1 日	環境企画課地球温暖化対策室を設置
平成 22 年 4 月 1 日	文化環境部を生活環境部に名称変更 環境企画課、地球温暖化対策室を廃止し環境企画部門と地球温暖化対策部門を併合した地球温暖化対策課を新設、環境保全室を廃止し水大気環境課を新設
平成 24 年 4 月 1 日	生活環境部を環境エネルギー部に名称変更 地球温暖化対策課の環境企画部門を環境政策部門へ、地球温暖化対策部門を省エネルギー推進部門へと再編し、主幹課として環境企画課を新設、生活文化課及び地球温暖化対策課を廃止 エネルギー政策推進課を新設

地球温暖化対策・バイオマス・エネルギー関係

昭和 54 年 6 月 22 日	エネルギーの使用の合理化に関する法律制定 54.10.1 施行（改正 5.3.31、10.6.5、14.6.7、17.8.10、20.5.30、25.5.31）
平成 2 年 10 月 23 日	地球温暖化防止行動計画策定
平成 10 年 3 月	山形県新エネルギービジョン策定
平成 10 年 6 月 19 日	地球温暖化対策推進大綱決定
平成 10 年 10 月 9 日	地球温暖化対策の推進に関する法律公布
平成 11 年 4 月 9 日	地球温暖化対策に関する基本方針決定

平成 12 年 3 月 30 日	山形県地球温暖化対策地域推進計画策定
平成 12 年 5 月 31 日	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 13. 4. 1 完全施行
平成 13 年 3 月 30 日	山形県環境保全率先実行計画策定
平成 14 年 2 月	県庁舎について ISO14001 認証取得
平成 14 年 3 月 19 日	地球温暖化対策推進大綱の見直し
平成 14 年 6 月 4 日	京都議定書の締結決定
平成 14 年 6 月 7 日	地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律公布
平成 14 年 12 月 26 日	地球温暖化防止森林吸収源 10 カ年対策策定
平成 14 年 12 月 27 日	バイオマス・ニッポン総合戦略の策定
平成 15 年 3 月	最上総合支庁及び庄内総合支庁庁舎について ISO14001 認証取得
平成 16 年 2 月	村山総合支庁及び置賜総合支庁庁舎について ISO14001 認証取得
平成 16 年 3 月	山形県バイオマス総合利用ビジョン策定
平成 16 年 3 月 26 日	山形県森林吸収源対策推進プラン策定
平成 16 年 4 月 1 日	山形県地球温暖化防止活動推進センターの指定
平成 16 年 6 月 14 日	山形県地球温暖化防止活動推進会議設置
平成 17 年 2 月 28 日	山形県省エネルギービジョン策定
平成 17 年 2 月 16 日	京都議定書の発効
平成 17 年 3 月	山形県バイオマス利活用推進計画策定
平成 17 年 4 月 28 日	京都議定書目標達成計画の閣議決定
平成 17 年 6 月 17 日	地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律公布
平成 18 年 3 月 22 日	山形県地球温暖化対策地域推進計画（2005 年度改訂版）策定
平成 18 年 3 月 30 日	山形県環境保全率先実行計画（第 2 期）策定
平成 18 年 3 月 31 日	バイオマス・ニッポン総合戦略の改定
平成 19 日 5 月 23 日	国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律 19. 11. 22 施行
平成 20 年 1 月	山形県森林吸収量確保推進計画策定
平成 20 年 1 月 21 日	県と社団法人日本自動車販売協会連合会山形県支部、山形県電機商業組合と地球温暖化防止行動普及促進に関する協定締結
平成 20 年 3 月	山形県地球温暖化防止アクションプログラム策定
平成 20 年 4 月	ISO14001 認証からやまがた ECO マネジメントシステムへ移行
平成 20 年 4 月 1 日	京都議定書第一約束期間の開始
平成 20 年 5 月 28 日	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（農林漁業バイオ燃料法）公布 20. 10. 1 施行
平成 20 年 6 月 13 日	地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律公布
平成 21 年 3 月 17 日	山形県地球温暖化対策地域協議会設置
平成 21 年 6 月 12 日	バイオマス活用推進基本法公布 21. 9. 12 施行
平成 22 年 3 月	地球温暖化に対応した農林水産研究開発ビジョン策定
平成 22 年 3 月 26 日	再生可能エネルギー地域間連携に関する六都道県協定締結
平成 22 年 10 月 1 日	エネルギーの使用の合理化に関する法律の改正法の施行（22. 4. 1）に伴い知事部局、企業局、病院事業局、教育委員会、県警本部が同法上の特定事業者に指定
平成 22 年 12 月 17 日	バイオマス活用推進基本計画の閣議決定
平成 23 年 5 月	山形県環境保全率先実行計画（第 3 期）策定

平成 24 年 3 月	山形県地球温暖化対策実行計画 策定 山形県エネルギー戦略(エネルギー政策基本構想・エネルギー政策推進プログラム)策定
平成 24 年 9 月 5 日	都市の低炭素化の促進に関する法律公布 24. 12. 4 施行
平成 25 年 11 月 22 日	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（農山漁村再生可能エネルギー法）制定 26. 5. 1 施行
平成 27 年 6 月	地球温暖化に対応した農林水産研究開発ビジョン改訂
平成 27 年 7 月 8 日	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律公布 28. 4. 1 施行 29. 4. 1 施行
平成 29 年 3 月	山形県地球温暖化対策実行計画【中間見直し版】策定
平成 29 年 3 月	エネルギー政策推進プログラム【中間見直し版】策定
平成 30 年 12 月 7 日	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（再エネ海域利用法）制定 31. 4. 1 施行

廃棄物処理・リサイクル・海洋汚染関係

昭和 45 年 12 月 25 日	廃棄物の処理及び清掃に関する法律制定 46. 9. 24 施行（改正 49. 6. 1、51. 6. 1、51. 6. 16、58. 5. 18、62. 9. 4、3. 10. 5、4. 12. 16、5. 11. 12、5. 11. 19、6. 7. 1、7. 5. 12、9. 6. 18、10. 5. 8、11. 6. 4、11. 7. 16、11. 12. 8、11. 12. 22、12. 5. 31、12. 6. 2、13. 6. 22、13. 12. 5、14. 2. 8、14. 5. 29、15. 5. 16、15. 6. 18、16. 4. 21、16. 4. 28、16. 12. 1、17. 4. 27、17. 5. 18、18. 2. 10、18. 6. 2、19. 4. 23、19. 7. 6、20. 5. 2、22. 5. 19、23. 5. 2、23. 6. 3、23. 6. 22、23. 6. 24、23. 8. 30、23. 12. 14、24. 8. 1、25. 11. 27、26. 6. 13、27. 7. 17）
昭和 49 年 3 月 9 日	産業廃棄物処理計画策定（56. 11. 25、63. 3. 7、8. 3. 28、13. 3. 30 改定）
昭和 52 年 11 月 25 日	山形県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則公布施行（改正 56. 5. 29、4. 7. 4、7. 4. 1、8. 12. 27、10. 7. 10、12. 3. 17、13. 4. 1、15. 3. 28）
昭和 58 年 5 月 18 日	浄化槽法制定 58. 11. 17 施行（改正 62. 6. 2、63. 5. 20、2. 6. 29、3. 10. 5、5. 11. 12、6. 7. 1、9. 5. 9、10. 5. 8、11. 7. 16、11. 12. 22、12. 6. 2、13. 6. 27）
昭和 60 年 7 月 10 日	山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例公布 60. 10. 1 施行（改正元. 3. 22、3. 12. 20、6. 3. 25、8. 3. 22、9. 3. 21）
昭和 60 年 9 月 20 日	山形県空き缶等散乱防止推進要綱を制定施行（改正 7. 4. 1）
平成 2 年 6 月 21 日	山形県産業廃棄物の処理に関する指導要綱を制定 2. 8. 1 施行（改正 5. 7. 1、9. 2. 1、15. 8. 1、18. 5. 1、25. 3. 15）
平成 3 年 4 月 26 日	資源の有効な利用の促進に関する法律（改正 5. 11. 12、11. 12. 22、12. 6. 7、14. 2. 8、25. 5. 31、26. 6. 13）
平成 7 年 6 月 16 日	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律制定 7. 12. 15 施行、9. 4. 1 本格施行（改正 9. 5. 23、10. 5. 8、11. 12. 3、11. 12. 22、12. 6. 7、15. 6. 18、18. 6. 2、18. 6. 15、23. 6. 24、23. 8. 30）
平成 7 年 8 月 1 日	山形県一般廃棄物処理施設の設置に関する指導要綱を制定 7. 8. 1 施行（改正 9. 2. 1）
平成 10 年 6 月 5 日	特定家庭用機器再商品化法制定 10. 12. 1 施行（改正 10. 6. 5、11. 12. 22、12. 5. 31、12. 6. 7、15. 6. 18、18. 6. 2、22. 5. 19、23. 6. 24）
平成 11 年 7 月 28 日	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律公布 11. 11. 1 施行

平成 12 年 5 月 31 日	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律公布 13. 1. 6 一部施行
平成 12 年 5 月 31 日	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（改正 12. 11. 27、 14. 5. 29、 15. 6. 18、 16. 6. 2、 16. 12. 1、 23. 6. 3、 23. 8. 30、 26. 6. 4）
平成 12 年 6 月 2 日	循環型社会形成推進基本法公布施行（改正 24. 6. 27）
平成 12 年 6 月 7 日	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律公布（改正 15. 6. 11、 15. 6. 18、 19. 6. 13、 25. 11. 27、 25. 12. 13）
平成 13 年 6 月 22 日	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（P C B 特措法）公布（改正 15. 6. 18、 17. 4. 27、 17. 5. 18、 23. 8. 30、 26. 6. 13、 28. 5. 2）
平成 13 年 9 月 19 日	山形県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設設置等指導要綱を制定施行
平成 14 年 7 月 12 日	使用済自動車の再資源化等に関する法律公布（改正 15. 6. 18、 16. 5. 26、 16. 6. 2、 16. 12. 1、 16. 12. 3、 17. 10. 21、 18. 6. 2、 18. 6. 21、 20. 5. 2、 22. 5. 19、 23. 6. 3、 23. 6. 24、 24. 8. 1、 25. 6. 12、 25. 11. 27、 26. 6. 13）
平成 14 年 9 月	山形県廃棄物処理計画策定（改正 18. 3. 22、 24. 3. 27、 28. 3. 25）
平成 18 年 3 月 22 日	山形県循環型社会形成推進計画（ごみゼロやまがた推進プラン）策定
平成 21 年 7 月 8 日	山形県産業廃棄物税条例公布 18. 10. 1 施行 (改正 18. 7. 7、 23. 3. 22、 23. 6. 30、 27. 12. 25、 28. 3. 22、 28. 6. 24) 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（海岸漂着物処理推進法）制定 21. 7. 15 施行
平成 23 年 3 月 22 日	山形県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例公布 23. 4. 1 施行
平成 23 年 3 月 24 日	山形県海岸漂着物対策推進地域計画策定
平成 24 年 3 月 27 日	第 2 次山形県循環型社会形成推進計画（ごみゼロやまがた推進プラン）策定
平成 24 年 8 月 10 日	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律公布 25. 4. 1 施行
平成 28 年 3 月 22 日	山形県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例公布施行
平成 28 年 3 月 25 日	第 2 次山形県循環型社会形成推進計画（ごみゼロやまがた推進プラン）【中間見直し版】策定

自然保護関係

大正 7 年 4 月 4 日	鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律公布 大正 8. 9. 1 施行
昭和 23 年 7 月 10 日	温泉法公布 23. 8. 10 施行 13. 6. 27 一部改正 14. 4. 1 施行
昭和 25 年 5 月 20 日	山形県温泉審議会条例公布施行（4. 4. 1 廃止）
昭和 25 年 5 月 30 日	文化財保護法公布 25. 8. 29 施行
昭和 32 年 6 月 1 日	自然公園法公布 32. 10. 1 施行
昭和 33 年 7 月 1 日	山形県立自然公園条例公布施行
昭和 47 年 6 月 1 日	特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律公布 47. 11. 30 施行
昭和 47 年 6 月 22 日	自然環境保全法公布 48. 4. 12 施行
昭和 48 年 3 月 24 日	山形県自然環境保全条例公布 48. 7. 1 施行
昭和 49 年 6 月 5 日	自然保護憲章制定（自然保護憲章制定国民会議）
平成 4 年 3 月 30 日	山形県自然環境保全条例の一部改正（県温泉審議会を県自然環境保全審議会に統合）4. 4. 1 施行

平成 4 年 6 月 5 日	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律公布 5. 4. 1 施行
平成 5 年 5 月	生物多様性条約締結
平成 7 年 10 月 31 日	生物多様性国家戦略決定
平成 11 年 10 月 12 日	山形県自然環境保全条例一部改正（「里山環境保全地域」制度の創設） 12. 1. 1 施行
平成 14 年 3 月 27 日	新・生物多様性国家戦略決定
平成 14 年 7 月 12 日	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律公布 15. 4. 16 施行
平成 15 年 3 月 18 日	山形県自然公園条例一部改正（「公園管理団体制度」の導入等） 15. 4. 1 施行
平成 15 年 3 月	山形県野生鳥獣共存推進指針（ニホンザル・ツキノワグマ）策定
平成 15 年 3 月	レッドデータブックやまがた（動物編）発刊
平成 16 年 3 月	レッドデータブックやまがた（維管束植物編）発刊
平成 16 年 6 月 2 日	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律公布 17. 6. 1 施行
平成 17 年 3 月	山形県希少野生生物保全の取組み方針策定
平成 19 年 6 月 1 日	21 世紀環境立国戦略策定
平成 19 年 6 月 29 日	山形県第 10 次鳥獣保護事業計画策定
平成 19 年 7 月 1 日	山形県ニホンザル保護管理計画策定
平成 19 年 11 月 27 日	第三次生物多様性国家戦略決定
平成 20 年 2 月 21 日	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律施行
平成 20 年 4 月 1 日	エコツーリズム推進法施行
平成 20 年 6 月 6 日	生物多様性基本法施行
平成 20 年 8 月 5 日	鳥海国定公園 新公園計画発効
平成 20 年 10 月 1 日	改正温泉法施行
平成 20 年 10 月 14 日	山形県立自然公園条例一部改正（「公園管理団体の制度改革」） 20. 12. 1 施行
平成 21 年 3 月 30 日	山形県ツキノワグマ保護管理計画策定
平成 22 年 3 月 19 日	山形県立自然公園条例一部改正（「改正自然公園法施行に伴う引用条項整理」） 22. 4. 1 施行
平成 22 年 3 月 26 日	生物多様性国家戦略 2010 決定
平成 22 年 4 月 1 日	改正自然環境保全法、改正自然公園法施行（生物多様性の確保に資する生態系維持回復事業計画制度の創設及び規制項目の追加）
平成 22 年 12 月 17 日	蔵王国定公園 新公園計画発効
平成 23 年 8 月 30 日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第 2 次地域主権改革推進一括法（改正自然環境保全法、改正自然公園法含む）） 23. 11. 30 施行
平成 23 年 10 月 11 日	山形県自然環境保全条例、山形県立自然公園条例一部改正（平成 22 年 4 月 1 日施行改正自然環境保全法、改正自然公園法、平成 23 年 8 月 30 日成立第 2 次地域主権改革推進一括法（改正自然環境保全法、改正自然公園法含む）に伴う改正項目追加、削除。生態系維持回復事業制度の導入、規制項目の追加、義務付け規定等の削除等） 24. 4. 1 施行
平成 23 年 11 月 30 日	改正温泉法施行

平成 24 年 3 月	山形県第 11 次鳥獣保護事業計画策定
平成 24 年 3 月	第 2 期山形県ニホンザル保護管理計画策定
平成 24 年 3 月	第 2 期山形県ツキノワグマ保護管理計画策定
平成 24 年 6 月 25 日	「県立自然公園許可・届出行為に関する審査指針」の一部改正 (風力発電施設に関する審査指針の改正、公園計画未策定公園における風力発電施設の取扱いを明示、改正山形県立自然公園条例の施行に伴う審査基準の改正) 24. 7. 1 施行
平成 24 年 9 月 28 日	生物多様性国家戦略 2012-2020 決定
平成 25 年 3 月 29 日	「県立自然公園許可・届出行為に関する審査指針」の一部改正 (県立自然公園内の許認可等に関し暴力団排除措置を講じるための規定の整備) 25. 4. 1 施行
平成 26 年 3 月	山形県生物多様性戦略策定
平成 26 年 3 月	レッドデータブックやまがた絶滅危惧野生植物 (2013 年改訂版) 発刊
平成 26 年 9 月 1 日	「山形県第 11 次鳥獣保護事業計画」の一部改正
平成 27 年 5 月	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行
平成 27 年 5 月	第 2 期山形県ニホンザル管理計画策定
平成 27 年 5 月	第 2 期山形県ツキノワグマ管理計画策定
平成 28 年 3 月 25 日	庄内海浜県立自然公園の公園計画発効
平成 28 年 3 月 31 日	山形県イノシシ管理計画策定
平成 29 年 3 月	山形県第 12 次鳥獣保護事業計画策定
平成 29 年 3 月	第 3 期山形県ニホンザル管理計画策定
平成 29 年 3 月	第 3 期山形県ツキノワグマ管理計画策定
平成 31 年 3 月	レッドデータブックやまがた絶滅のおそれのある野生動物 (2019 年改訂版) 発刊

やまがた緑環境税関係

平成 16 年 3 月	やまがた公益の森構想策定
平成 17 年 7 月	やまがた公益の森づくり推進検討委員会設置 18. 3 報告書取りまとめ
平成 18 年 3 月 23 日	第 1 回山形県森林審議会に「県民みんなで支える新たな森林づくりと費用負担のあり方について」を諮問 5. 26 中間取りまとめ、7. 31 答申
平成 18 年 6 月 5 日	税制度研究会で検討開始 11. 10 報告書取りまとめ
平成 18 年 12 月 15 日	やまがた緑環境税条例及びやまがた緑環境税基金条例可決
平成 18 年 12 月 19 日	やまがた緑環境税条例及びやまがた緑環境税基金条例公布 19. 4. 1 施行
平成 20 年 1 月 10 日	やまがた緑環境憲章及び県民みんなで支える新たな森づくりシンボルマーク制定 (20. 2. 8 山形県告示第 111 号)
平成 22 年 5 月	税条例の附則に基づく施行 5 年目に向けた評価・検証を開始
平成 23 年 9 月 9 日	県民会議議長から文化環境部長に「やまがた緑環境税報告書（これまでの評価・検証と今後のあり方）」を手交
平成 23 年 12 月 21 日	やまがた緑環境税条例の一部を改正する条例可決
平成 23 年 12 月 27 日	やまがた緑環境税条例の一部を改正する条例公布、施行
平成 27 年 6 月	税条例の附則に基づく施行 5 年目に向けた評価・検証を開始

平成 28 年 10 月	「やまがた緑環境税の評価・検証について」を県民会議に提出
平成 28 年 12 月 21 日	やまがた緑環境税条例の一部を改正する条例可決
平成 28 年 12 月 27 日	やまがた緑環境税条例の一部を改正する条例公布、施行
平成 30 年 3 月 26 日	やまがた木育推進方針策定

景観関係

平成 7 年 6 月 29 日	山形県県土景観ガイドプラン策定
平成 11 年 3 月 24 日	山形県公共事業等景観形成指針策定
平成 12 年 1 月 24 日	山形県公共施設等色彩デザインマニュアル策定
平成 16 年 6 月 18 日	景観法公布 16.12.17 施行 17.6.1 全面施行
平成 17 年 3 月 23 日	山形県景観検討委員会発足
平成 19 年 12 月 21 日	山形県景観条例公布 20.7.1 施行
平成 20 年 2 月 8 日	山形県景観審議会発足
平成 20 年 5 月 23 日	ふるさとやまがた美しい景観づくり基本方針策定
平成 20 年 5 月 23 日	山形県景観計画策定 20.7.1 施行
平成 20 年 7 月 1 日	山形県公共事業景観形成基準策定

屋外広告物関係

昭和 24 年 6 月 3 日	屋外広告物法公布
昭和 49 年 10 月 4 日	山形県屋外広告物条例公布
平成 10 年 3 月 24 日	山形県屋外広告物条例改正（全部改正） 11.1.1 施行
平成 30 年 12 月 25 日	山形県屋外広告物条例改正（最終改正） 31.4.1 施行

大気環境関係

昭和 43 年 6 月 10 日	大気汚染防止法公布 43.12.1 施行（改正 45.4.13、45.6.1、45.12.25、46.5.31、47.6.22、49.6.1、元.6.28、5.11.19、6.6.24、7.4.21、8.5.9、10.5.8、11.5.21、11.7.16、11.12.22、12.5.31、15.6.18、16.5.26、16.6.9、17.4.27、17.5.25、18.2.10、22.5.10、23.5.2、23.8.30、25.6.21、26.6.18、27.6.19）
昭和 46 年 6 月 22 日	大気汚染防止法に基づく硫黄酸化物の排出基準設定等 設定 46.6.24 施行 県内全域 K=26.3 46.12.25 改正 47.1.5 施行 酒田市 K=18.7、その他の地域 K=22.2 49.3.26 改正 49.4.1 施行 酒田市 K=14.6、その他の地域 K=17.5 50.4.14 改正 50.4.15 施行 酒田市 K=11.7 51.9.28 改正 51.9.28 施行 酒田市 K=8.0、山形市 K=14.5
昭和 47 年 3 月 28 日	公害測定車（あおぞら号）を整備（平成 3 年度末廃車）
昭和 48 年 5 月 8 日	大気の汚染に係る環境基準告示（改正 48.5.16、53.7.11、56.6.17）
昭和 48 年 8 月 2 日	大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準設定等 第 1 次規制 48.8.10 施行 50.12.9 第 2 次規制 50.12.10 施行

	52. 6. 16	第 3 次規制	52. 6. 18 施行
	54. 8. 2	第 4 次規制	54. 8. 10 施行
	58. 9. 7	第 5 次規制	58. 9. 10 施行
昭和 50 年 10 月 11 日	大気汚染監視テレメータ装置完成（酒田保健所）		
	52. 3. 30 逆転層観察局関係増設		
	53. 3. 31 発生源監視局関係増設		
	54. 2. 28 CRT 表示装置等増設		
昭和 51 年 8 月 13 日	中央公害対策審議会、大気中炭化水素濃度の指針答申		
昭和 53 年 7 月 11 日	二酸化窒素に係る環境基準告示		
昭和 54 年 2 月 13 日	山形県大気汚染緊急時対策要綱制定 54. 4. 1 施行		
昭和 57 年 5 月 28 日	大気汚染防止法に基づくばいじんの排出基準改正 57. 6. 1 施行		
昭和 58 年 9 月 12 日	山形県スパイクタイヤ対策連絡会議設置（6 課）		
昭和 60 年 6 月 6 日	大気汚染防止法施行令の一部改正（小型ボイラー追加、施行新設 60. 9. 10、既設 62. 9. 10）		
昭和 60 年 7 月 2 日	山形県スパイクタイヤ問題懇談会設置（廃止 60. 10. 28）		
昭和 61 年 2 月 28 日	山形県スパイクタイヤ適正使用指導要綱を制定 61. 3. 1 施行		
昭和 62 年 10 月 30 日	大気汚染防止法施行令の一部改正（ガスタービン、ディーゼル機関追加、施行新設 63. 2. 1、既設平成 2. 2. 1）		
昭和 63 年 5 月 20 日	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律公布施行		
平成元年 3 月 28 日	環境大気常時監視テレメータ装置完成（公害センター）		
平成元年 6 月 28 日	大気汚染防止法の一部改正（石綿の規制）元. 12. 27 施行		
平成 2 年 6 月 27 日	スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律公布施行		
平成 2 年 11 月 2 日	大気汚染防止法施行令の一部改正（ガス機関、ガソリン機関追加施行平成 3. 2. 1）		
平成 2 年 12 月 27 日	スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律施行令公布 3. 4. 1 施行		
平成 3 年 1 月 17 日	スパイクタイヤ使用禁止指定地域第 1 次指定（山形県他計 8 県）		
平成 3 年 3 月 28 日	スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律施行規制公布 3. 4. 1 施行		
平成 3 年 3 月 30 日	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部改正に関する法律公布		
平成 3 年 4 月 2 日	山形県大気汚染緊急時対策要綱並びに実施要領改正 3. 6. 1 施行		
平成 4 年 7 月 31 日	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令公布 4. 8. 10 施行		
平成 4 年 11 月 18 日	酸性雨問題連絡会議設置		
	環境やまがた推進本部酸性雨問題専門部会に改組 11. 7. 29 施行		
平成 5 年 2 月 10 日	スパイクタイヤ使用禁止指定地域第 10 次指定（山形県全域）5. 3. 10 施行		
平成 8 年 5 月 9 日	大気汚染防止法の一部改正（建築物の解体等に伴う特定粉じんの排出等の規制及び有害大気汚染物質対策の実施の推進の追加）9. 4. 1 施行		
平成 9 年 2 月 4 日	ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンに係る環境基準告示		
	13. 4. 20 ジクロロメタンに係る環境基準追加		
平成 9 年 8 月 29 日	大気汚染防止法施行令の一部改正（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びダイオキシン類を指定物質に追加し、指定物質抑制基準を設定）9. 12. 1 施行		

	ダイオキシン類を削除 13. 1. 15 施行
平成 10 年 4 月 10 日	大気汚染防止法施行規則の一部改正（廃棄物焼却炉に係るばいじんの排出基準の改正強化等） 10. 7. 1 施行
平成 11 年 7 月 29 日	環境やまがた推進本部「酸性雨問題専門部会」設置
平成 12 年 3 月 21 日	県公害防止条例一部改正（特定機器からのフロン等の排出に関する規制追加） 13. 4. 1 施行、14. 10. 11 一部改正し、フロン規制を削除
平成 12 年 4 月 20 日	山形県フロン回収事業所等認定制度実施（14 年 9 月末廃止）
平成 13 年 6 月 22 日	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律公布 (第 1 種登録 13. 12. 21 施行、第 2 種登録 14. 4. 1 施行)
平成 13 年 7 月 30 日	「やまがた酸性雨ネットワーク」設立
平成 14 年 4 月 12 日	第 2 次酸性雨対策総合モニタリング調査（平成 14～17 年度）
平成 15 年 3 月 31 日	環境大気常時監視テレメータ装置完成、一般局 15、自排局 1（環境科学研究中心）
平成 16 年 5 月 26 日	大気汚染防止法の一部改正 (揮発性有機化合物の排出規制) 17. 6. 1、18. 4. 1 施行
平成 17 年 12 月 1 日	山形県建築物の解体等に伴う石綿の飛散防止に関する指導要綱を制定 17. 12. 1 施行、18. 2. 28 廃止
平成 17 年 12 月 21 日	大気汚染防止法施行令及び大気汚染防止法施行規則の一部改正（アスベスト粉じんの飛散防止措置の強化拡充） 18. 3. 1 施行
平成 18 年 2 月 10 日	大気汚染防止法の一部改正（特定粉じん排出等作業実施届出事項に工作物を追加） 18. 10. 1 施行
平成 21 年 9 月 9 日	微小粒子状物質に係る環境基準告示
平成 22 年 5 月 10 日	大気汚染防止法の一部改正（ばい煙等の測定結果の記録の義務付け、改善命令等の要件の見直し） 23. 4. 1 施行
平成 24 年 2 月 10 日	大気汚染防止法施行令の一部改正（一般粉じんに関する規制に係る事務を山形市に移譲）
平成 25 年 3 月 6 日	大気汚染防止法施行規則の一部改正（VOC 濃度測定回数の変更）
平成 25 年 6 月 12 日	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の全面改正（改正後は「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」として 27. 4. 1 施行）
平成 25 年 6 月 21 日	大気汚染防止法の一部改正（特定粉じんに関する規制の強化） 26. 6. 1 施行
平成 27 年 6 月 19 日	大気汚染防止法の一部改正（水銀に関する規制の強化） 30. 4. 1 施行
平成 30 年 11 月 19 日	トリクロロエチレンの環境基準改正（0.13mg/m ³ ）告示

騒音・振動・悪臭関係

昭和 43 年 6 月 10 日	騒音規制法公布 43. 12. 1 施行（改正 45. 4. 13、45. 6. 1、45. 12. 25、46. 5. 31、6. 6. 2、7. 4. 21、11. 5. 21、11. 7. 16、11. 12. 22、12. 5. 31、15. 6. 18、16. 6. 9、17. 4. 27、23. 8. 30、26. 6. 18）
昭和 44 年 6 月 30 日	騒音規制法に基づく地域指定（山形市）施行 44. 12. 25 改正（米沢市、鶴岡市、酒田市追加）施行 49. 10. 1 全面改正（13 市 10 町指定）施行 53. 3. 27 改正（7 町追加） 53. 7. 1 施行

	61. 3. 28 改正（大江町、最上町追加）61. 10. 1 施行
昭和 46 年 3 月 31 日	13. 3. 30 改正（山形市削除）13. 4. 1 施行
	24. 3. 21 改正（第 2 次一括法に伴う 12 市の削除）24. 4. 1 施行
	県公害防止条例施行規則改正、騒音・振動規制基準設定 46. 4. 1 施行（改正 49. 10. 1、50. 1. 29、56. 4. 1、2. 6. 1、9. 10. 1、24. 4. 1）
昭和 46 年 5 月 25 日	騒音に係る環境基準閣議決定 10. 9. 30 騒音に係る環境基準改正（騒音の評価方法として等価騒音レベルの採用等）11. 4. 1 施行
昭和 46 年 6 月 1 日	悪臭防止法公布 47. 5. 31 施行（改正 7. 4. 21、11. 7. 16、1. 12. 22、12. 5. 17、 18. 6. 2、23. 6. 24、23. 8. 30）
昭和 48 年 4 月 1 日	悪臭防止法に基づく規制地域指定（10 市 11 町）48. 5. 1 施行 49. 2. 25 改正（村山市、東根市追加指定）49. 3. 1 施行 53. 4. 10 改正（1 市 7 町追加指定、3 物質追加指定）53. 7. 1 施行 61. 3. 28 改正（大江町追加指定）61. 10. 1 施行 13. 3. 30 改正（山形市削除）13. 4. 1 施行 16. 10. 31 廃止（臭気指数導入に伴う削除）
昭和 48 年 12 月 27 日	航空機騒音に係る環境基準告示
昭和 49 年 12 月 6 日	悪臭防止法に基づく規制地域一部改正 50. 1. 1 施行
昭和 51 年 6 月 10 日	振動規制法公布 51. 12. 1 施行（改正 6. 6. 24、7. 4. 21、11. 5. 21、11. 7. 16、 11. 12. 22、12. 5. 31、15. 6. 18、16. 6. 9、23. 8. 30、26. 6. 18）
昭和 53 年 3 月 27 日	振動規制法に基づく地域指定（13 市 17 町）53. 7. 1 施行 55. 6. 6（13 市 17 町）56. 6. 10 施行
昭和 55 年 6 月 6 日	騒音規制法に基づく自動車騒音の限度を定める区域及び時間指定（13 市 17 町）55. 6. 10 施行 12. 3. 31 改正（政令改正に伴う改正）12. 4. 1 施行
昭和 57 年 4 月 23 日	12 月 22 日 県公害防止条例改正、深夜営業騒音等規制 56. 4. 1 施行 航空機騒音に係る環境基準類型指定（山形空港周辺地域）
昭和 61 年 3 月 28 日	12. 4. 18 改正（庄内空港周辺地域を追加） 騒音に係る環境基準地域類型指定（山形市） 6. 3. 29 改正（米沢市、鶴岡市、酒田市追加） 8. 3. 29 改正（新庄市、寒河江市、上山市、天童市追加） 10. 4. 24 改正（村山市、東根市、尾花沢市追加） 11. 3. 30 改正（環境基準改正に伴う類型区分の改正）11. 4. 1 施行 13. 3. 30 改正（長井市・南陽市追加）13. 4. 1 施行 24. 3. 31 廃止（第 2 次一括法に伴う 13 市の削除）
昭和 63 年 11 月 21 日	騒音規制法の一部改正（特定建設作業騒音）平成元. 4. 1 施行
平成元年 9 月 27 日	悪臭防止法施行令の一部改正（悪臭物質としてプロピオノン酸、ノルマル酪酸、 ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸の 4 物質を追加）2. 4. 1 施行 5. 6. 18 改正（悪臭物質としてプロピオノナルデヒト等の 10 物質を追加） 6. 4. 1 施行
平成 2 年 3 月 30 日	県公害防止条例施行規則改正（特定建設作業騒音及び拡声器騒音の基準等改正）2. 6. 1 施行
平成 3 年 5 月 14 日	悪臭防止法に基づく地域の指定及び規制基準の設定一部改正 3. 6. 1 施行

	8. 7. 26 改正 8. 10. 1 施行
平成 6 年 4 月 21 日	悪臭防止法施行規則の一部改正（排出水に含まれる悪臭物質の規制基準の設定）7. 4. 1 施行
平成 7 年 4 月 21 日	悪臭防止法の一部改正（臭気指数による規制方式の導入）8. 4. 1 施行
平成 7 年 12 月 20 日	騒音規制法施行令の一部改正（特定施設として切断機、特定建設作業としてバックホウ等 3 種の建設機械を使用する作業をそれぞれ追加）9. 10. 1 施行
平成 9 年 7 月 11 日	県公害防止条例施行規則の一部改正（高速切断機の規模要件の改正）9. 10. 1 施行
平成 10 年 9 月 30 日	騒音に係る環境基準の改正（騒音の評価方法として等価騒音レベルの採用等）11. 4. 1 施行
平成 11 年 3 月 12 日	悪臭防止法施行規則の一部改正（煙突等の気体排出口における臭気指数規制基準の設定）11. 9. 13 施行
平成 12 年 3 月 2 日	12. 6. 15 改正（排出水に係る臭気指数規制基準設定）13. 4. 1 施行 騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車の限度を定める命令の改正（騒音の評価方法として等価騒音レベルの採用等）12. 4. 1 施行
平成 12 年 5 月 17 日	悪臭防止法の一部改正（事故時の措置の強化、臭気判定士制度化）13. 4. 1 施行
平成 14 年 6 月 12 日	自動車騒音の面的評価調査を開始
平成 16 年 3 月 30 日	悪臭防止法に基づく地域の指定及び規制基準の設定（臭気指数規制の導入 5 市 13 町）16. 11. 1 施行
平成 19 年 3 月 27 日	悪臭防止法に基づく地域の指定及び規制基準の設定（臭気指数規制の導入 1 市 1 町）19. 4. 1 施行
平成 21 年 3 月 31 日	悪臭防止法に基づく地域の指定及び規制基準の設定（悪臭防止法に基づく規制地域の指定、規制基準の設定等に関する事務を米沢市に移譲）21. 7. 1 施行
平成 23 年 3 月 22 日	悪臭防止法に基づく地域の指定及び規制基準の設定（悪臭防止法に基づく規制地域の指定、規制基準の設定等に関する事務を村山市に移譲）23. 4. 1 施行
平成 24 年 3 月 21 日	騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準の設定等（第 2 次一括法に伴う 12 市の削除）、悪臭防止法に基づく地域の指定及び規制基準の設定（第 2 次一括法に伴う 10 市の削除）24. 4. 1 施行

水質環境関係

明治 33 年 3 月 7 日	旧下水道法公布 M33. 4. 1 施行 (S34. 4. 23 廃止)
昭和 33 年 4 月 24 日	現行下水道法公布 34. 4. 23 施行 以下水質環境に關し重要な改正のみ記す。 (45. 12. 25 公布 46. 6. 24 施行：下水道の目的に公共用水域の水質保全を追加、51. 5. 25 公布及び一部施行 52. 5. 1 全部施行：悪質下水を排除する者に対する規制の強化)
昭和 33 年 12 月 25 日	公共用水域の水質の保全に関する法律公布 34. 3. 1 施行 (45. 12. 25 廃止)
昭和 33 年 12 月 25 日	工場排水等の規制に関する法律公布 34. 3. 1 施行 (45. 12. 25 廃止)
昭和 44 年 2 月 3 日	水質保全法に基づく水域指定（酒田港湾）44. 7. 1 施行
昭和 45 年 4 月 21 日	45. 12. 22 (最上川) 45. 12. 22 施行 水質汚濁に係る環境基準閣議決定 (改正 45. 5. 29、46. 5. 25)

昭和 45 年 12 月 25 日	県公害防止条例施行規則公布、排水基準設定施行（改正 50.1.29）
昭和 45 年 12 月 25 日	水質汚濁防止法公布 46.6.24 施行（改正 46.5.31、47.6.22、51.6.1、53.6.13、55.5.7、58.5.26、59.7.27、60.7.12、元.6.2、2.6.22、5.11.1、7.4.21、8.6.5、10.5.8、11.5.21、11.7.16、11.12.22、12.5.31、15.6.18、16.4.21、16.6.9、17.4.27、18.6.14、22.5.10、23.8.30）
昭和 46 年 5 月 25 日	水質環境基準の水域類型指定（最上川） 49.4.1（月光川等 9 水域 13 河川）、52.3.11（酒田本港地区）、58.3.11（酒田外港地区及び北港地区）、9.4.1（五十川等 4 水域 4 河川（見直し））、10.6.12（寒河江ダム貯水池）、12.4.18（羽黒川、堀立川）（内川、青竜寺川（見直し））、13.4.17（犬川、羽黒川）、14.4.12（置賜野川）、15.4.8（置賜白川等 3 水域 3 河川）、16.3.30（馬見ヶ崎川、前川）、17.4.12（丹生川、村山野川）、18.3.22（荒瀬川等 4 水域 4 河川）、19.3.30（横川等 3 水域 3 河川）、20.3.18（升形川等 4 水域 4 河川）、21.3.24（本沢川）、22.3.26（羽黒川）、24.3.2（最上川上流（見直し））
昭和 46 年 12 月 28 日	水質汚濁に係る環境基準告示（改正 49.9.30、50.2.3、57.3.27、57.12.25、60.7.15、61.1.13、3.12.27、5.3.8、5.8.27、7.3.30、10.4.24、11.2.22、12.3.29、15.11.5、20.4.1、21.11.30、23.10.27、24.5.23、24.8.22、25.3.27、26.3.20、26.11.17、28.3.30）
昭和 47 年 3 月 29 日	県公害防止条例改正、上乗せ排水基準設定 最上川水域 47.5.1 施行 49.10.4 改正 赤川、新井田川水域（小牧川を含む。）49.11.1 施行
昭和 47 年 9 月 28 日	水質汚濁防止法施行令改正（畜産農業等追加）47.10.1 施行 49.11.12 改正（旅館、科学技術等追加）49.12.1 施行 51.5.25 改正（水道施設等追加）51.6.1 施行 54.5.8 改正（病院、一般廃棄物処理施設追加）54.5.10 施行 56.11.30 改正（冷凍調理食品、たばこ、一般製材・木材チップ、合板、新聞業等、空きびん卸売、自動車分解整備事業、産業廃棄物処理施設等追加） 57.1.1 施行 57.6.1 改正（地方卸売市場追加）57.7.1 施行 63.8.26 改正（共同調理場、弁当仕出屋又は弁当製造業、飲食店、そば店、料亭等追加）63.10.1 施行 3.7.26 改正（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンに係る洗浄施設、蒸留施設追加）3.10.1 施行 11.12.22 改正（ジクロロメタンに係る洗浄施設、蒸留施設追加）12.3.1 施行
昭和 48 年 5 月 18 日	酒田北港地域公害防止基本計画策定
昭和 59 年 7 月 27 日	湖沼水質保全特別措置法公布 60.3.21 施行
昭和 60 年 5 月 17 日	水質汚濁防止法施行令の一部改正（湖沼等に排出水を排出する工場の窒素と磷の規制）60.7.15 施行
昭和 60 年 3 月 15 日	最上川上流部水質環境管理計画策定（改訂 2.3.30）
昭和 60 年 7 月 1 日	最上川上流部水質環境管理計画推進連絡会議設置（14 課）
昭和 61 年 3 月 25 日	山形県特定事業場排出水自主管理要綱を制定 61.4.1 施行（改正 2.10.1、7.12.1、17.8.1）

昭和 63 年 3 月 28 日	山形県生活排水浄化対策推進要綱を制定 61. 4. 1 施行
平成元年 3 月 29 日	水質汚濁防止法施行令の一部改正（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを有害物質に指定し、排水基準を設定）平成元. 10. 1 施行
平成元年 6 月 28 日	水質汚濁防止法施行令の一部改正（有害物質による地下水の汚染の防止）元. 10. 1 施行
平成元年 7 月 28 日	最上川上流部地域生活排水対策協議会設置
平成 2 年 6 月 22 日	水質汚濁防止法の一部改正（生活排水対策の推進を追加）2. 9. 22 施行
平成 5 年 2 月 23 日	地下水技術検討会設置
平成 5 年 3 月 8 日	水質汚濁に係る環境基準の一部改正（トリクロロエチレン等の健康項目の追加、要監視項目の設定等）5. 3. 8 施行
平成 5 年 8 月 27 日	水質汚濁に係る環境基準の一部改正（海域に係る窒素、燐追加）
平成 5 年 12 月 8 日	生活排水対策重点地域として最上川上流部流域の 3 市 3 町（米沢市、長井市、南陽市、高畠町、川西町、飯豊町）を指定
平成 5 年 12 月 27 日	水質汚濁防止法施行令等の一部改正（ジクロロメタン等 13 項目を有害物質に指定、排水基準を設定等）施行 新設 6. 2. 1、（既設）6. 8. 1 又は 7. 2. 1 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法公布 6. 5. 10 施行
平成 6 年 3 月 4 日	公共用水域における農薬の水質評価指針設定
平成 6 年 4 月 15 日	県全域生活排水処理施設整備基本構想策定
平成 7 年 3 月 11 日	水質汚濁防止法の一部改正（地下水の水質の浄化に係る措置命令等及び事故時の措置の追加）9. 4. 1 施行
平成 8 年 6 月 5 日	地下水の水質の汚濁に係る環境基準の設定
平成 9 年 3 月 13 日	河川法の一部改正（水質事故処理対策に係る規定の整備）9. 12. 1 施行
平成 9 年 6 月 4 日	水質汚濁防止法施行規則の一部（届出様式の改正）10. 10. 1 施行
平成 10 年 3 月 31 日	水質汚濁防止法施行令の一部改正（廃 P C B 焼却施設追加）10. 6. 17 施行
平成 10 年 5 月 20 日	窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る湖沼を定める件の一部改正（燐について白水川ダム、寒河江ダム及び神室ダムを追加）10. 8. 1 施行
平成 10 年 6 月 23 日	（燐について生居川ダム及び菅野ダムの追加）16. 6. 1 施行
平成 11 年 2 月 22 日	水質汚濁に係る環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の一部改正（健康項目（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふつ素、ほう素）の追加、要監視項目の指針値の変更及び削除）
平成 12 年 2 月 25 日	環境やまがた推進本部「生活排水対策専門部会」設置（廃止）
平成 13 年 6 月 13 日	水質汚濁防止法施行令の一部改正（有害物質にふつ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の追加。石炭を燃料とする火力発電所のうち、廃ガス洗浄施設を特定施設に追加。）13. 7. 1 施行
平成 14 年 9 月 12 日	水質汚濁防止法施行規則の一部改正（有害物質追加による許容限度の追加）13. 7. 1 施行
平成 15 年 11 月 5 日	排水基準を定める省令の一部改正（有害物質追加による排水基準の追加）13. 7. 1 施行
	「山形県全域生活排水処理施設整備基本構想」を改訂
	水質汚濁に係る環境基準の一部改正（生活環境項目に水生生物保全環境基準として全亜鉛の追加及び要監視項目の追加）

平成 18 年 3 月 31 日	「第二次県全域生活排水処理施設整備基本構想」を策定
平成 18 年 11 月 10 日	排水基準を定める省令の一部改正（亜鉛含有量の見直し）18. 12. 11 施行
平成 21 年 11 月 30 日	水質汚濁に係る環境基準の一部改正(1, 4-ジオキサンの追加)
	21. 11. 30 施行
平成 22 年 5 月 10 日	水質汚濁防止法の一部改正 排出水等の測定結果の未記録等に対する罰則の創設 23. 4. 1 施行 事故時の措置の範囲の拡大（指定物質等の追加）23. 4. 1 施行 事業者の責務規定の創設 22. 8. 10 施行
平成 23 年 3 月 30 日	「第二次県全域生活排水処理施設整備基本構想」を改訂
平成 23 年 6 月 22 日	水質汚濁防止法の一部改正 有害物質貯蔵指定施設等の追加 24. 6. 1 施行
平成 23 年 10 月 27 日	有害物質使用特定施設等に係る構造基準等の遵守義務 24. 6. 1 施行
平成 23 年 10 月 28 日	水質汚濁に係る環境基準の一部改正（カドミウムの見直し）23. 10. 27 施行
	水質汚濁防止法施行規則の一部改正(1, 1-ジクロロエチレンの見直し) 23. 11. 1 施行
平成 24 年 5 月 25 日	排水基準を定める省令の一部改正(1, 1-ジクロロエチレンの見直し) 23. 11. 1 施行 排水基準を定める省令の一部改正(亜鉛含有量の見直し) 23. 12. 11 施行 水質汚濁防止法施行令の一部改正（トランス-1, 2-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマー、1, 4-ジオキサンの追加。1, 4-ジオキサンに係る反応施設、混合施設を特定施設に追加。）25. 5. 25 施行 水質汚濁防止法施行規則の一部改正(トランス-1, 2-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマー、1, 4-ジオキサンの追加。) 25. 5. 25 施行
平成 24 年 8 月 22 日	排水基準を定める省令の一部改正(1, 4-ジオキサンの追加。) 25. 5. 25 施行 水質汚濁に係る環境基準の一部改正（生活環境項目に水生生物保全環境基準としてノニルフェノールの追加）24. 8. 22 施行
平成 25 年 3 月 27 日	水質汚濁に係る環境基準の一部改正（生活環境項目に水生生物保全環境基準としてLASの追加及び要監視項目の追加）25. 3. 27 施行
平成 26 年 11 月 17 日	水質汚濁に係る環境基準の一部改正(トリクロロエチレンの見直し) 26. 12. 1 施行
平成 26 年 12 月 1 日	排水基準を定める省令の一部改正(カドミウムの見直し) 26. 12. 1 施行
平成 27 年 11 月 11 日	水質汚濁防止法施行令の一部改正(水銀に関する水俣条約関連) 29. 8. 16 施行
平成 28 年 3 月 30 日	水質汚濁に係る環境基準の一部改正（生活環境項目に水生生物保全環境基準として底層溶存酸素量の追加）28. 3. 30 施行
平成 28 年 3 月 31 日	「第三次山形県生活排水処理施設整備基本構想」を策定

水資源保全関係

平成 25 年 3 月 22 日	山形県水資源保全条例制定 25. 4. 1 一部施行、25. 10. 1 事前届出制施行
平成 25 年 3 月 29 日	山形県水資源保全条例施行規則制定 25. 4. 1 施行
平成 25 年 9 月 27 日	山形県水資源保全条例施行規則の一部改正 水資源保全地域指定（1市1町の4地域）
	山形県水資源保全総合計画策定
平成 26 年 3 月 11 日	水資源保全地域指定（2市2町の5地域）

平成 26 年 4 月 2 日	水循環基本法公布 26. 7. 1 施行
平成 27 年 1 月 30 日	水資源保全地域指定（3 町の 3 地域）
平成 27 年 5 月 29 日	水資源保全地域指定（1 市 2 町の 3 地域）
平成 27 年 7 月 10 日	水循環基本計画閣議決定
平成 28 年 6 月 10 日	水資源保全地域指定（2 町の 2 地域）及び区域の拡大（1 町の 1 地域）
平成 29 年 3 月 28 日	水資源保全地域指定（2 市 2 町 1 村の 5 地域）
平成 30 年 3 月 27 日	水資源保全地域指定（1 市 1 村の 2 地域）
平成 31 年 3 月 26 日	水資源保全地域指定（1 市 2 町 1 村の 4 地域）

土壤環境関係

昭和 45 年 12 月 25 日	農用地の土壤の汚染防止等に関する法律公布 46. 6. 5 施行
昭和 45 年 12 月 25 日	公害防止事業者負担法公布 45. 5. 10 施行
昭和 50 年 2 月 24 日	南陽市地内吉野川流域の農用地土壤汚染対策地域の指定（対策地域面積 140ha） 51. 4. 20（対策地域の追加面積 150ha） 56. 12. 23（対策地域の追加面積 1. 60ha）
昭和 50 年 2 月 26 日	酒田市大浜運河の底質除去に関する公害防止事業に係る費用負担計画の策定（公害防止事業費 670, 000 千円） 52. 4. 1 改正（公害防止事業費 564, 000 千円）
昭和 52 年 12 月 24 日	南陽市地内吉野川流域農用地土壤汚染対策計画の策定（一部変更 55. 7. 3、60. 4. 10）
昭和 53 年 2 月 15 日	南陽市地内吉野川流域農用地土壤汚染対策事業に係る費用負担計画の策定（公害防止事業費 3, 442, 000 千円） 56. 12. 25 変更（公害防止事業費 4, 574, 140 千円） 60. 3. 23 変更（公害防止事業費 4, 387, 580 千円）
昭和 53 年 12 月 22 日	高畠町上有無川流域の農用地土壤汚染対策地域の指定（対策地域 1. 50ha）
昭和 54 年 4 月 7 日	高畠町上有無川流域農用地土壤汚染対策計画の策定（一部変更 54. 12. 12）
昭和 58 年 3 月 31 日	西川町間沢川流域の農用地土壤汚染対策地域の指定（対策地域 4. 50ha）
昭和 58 年 3 月 31 日	南陽市地内吉野川流域の農用地土壤汚染対策地域の指定の解除（対策地域の解除面積 23. 9ha） 59. 3. 14（対策地域の解除面積 41. 1ha） 60. 3. 23（対策地域の解除面積 42. 9ha） 61. 3. 31（対策地域の解除面積 47. 1ha） 62. 3. 23（対策地域の解除面積 44. 3ha） 63. 3. 23（対策地域の解除面積 24. 1ha） 元. 3. 27（対策地域の解除面積 18. 5ha） 2. 3. 23（対策地域の解除面積 26. 7ha） 3. 3. 27（対策地域の解除面積 23. 0ha）
昭和 58 年 3 月 31 日	高畠町地内上有無川流域の農用地土壤汚染対策地域の指定の解除（対策地域の解除面積 1. 50ha）
平成 2 年 7 月 3 日	西川町地内間沢川流域農用地土壤汚染対策計画及び農用地土壤汚染対策事業に係る費用負担計画の策定（公害防止事業費 140, 000 千円）

	5. 3. 30 変更（公害防止事業費 128, 400 千円）
平成 3 年 8 月 23 日	土壤汚染に係る環境基準告示
平成 6 年 2 月 21 日	土壤汚染に係る環境基準の一部改正（ジクロロメタン等 15 項目を追加、基準の設定等）
平成 8 年 3 月 13 日	西川町間沢川流域の農用地土壤汚染対策地域の指定の解除（対策地域の解除面積 4. 50ha）
平成 13 年 3 月 28 日	土壤汚染に係る環境基準の一部改正（ふつ素及びほう素を追加、基準の設定等）
平成 14 年 5 月 29 日	土壤汚染対策法の公布 15. 2. 15 施行（改正 17. 4. 27、18. 6. 2、21. 4. 24）
平成 21 年 4 月 24 日	土壤汚染対策法の一部改正（一定規模（3, 000 m ² ）以上の土地の形質変更を行う際の届出義務、汚染土壤処理業の創設等）22. 4. 1 施行
平成 22 年 6 月 16 日	農用地土壤汚染防止等に関する法律施行令の一部改定（対象地域の指定要件の改定）
平成 23 年 7 月 8 日	土壤汚染対策法施行規則の一部改正（自然由来特例区域の制定等）
平成 26 年 3 月 20 日	土壤汚染に係る環境基準の一部改正（1, 1-ジクロロエチレンの見直し）
平成 28 年 3 月 24 日	土壤汚染対策法施行令の一部改正（クロロエチレンの追加）H29. 4. 1 施行
平成 28 年 3 月 29 日	土壤汚染に係る環境基準の一部改正（クロロエチレン及び 1, 4-ジオキサンの追加）H29. 4. 1 施行
平成 29 年 5 月 19 日	土壤汚染対策法の一部改正（土地の形質変更届出時における調査結果の提出制度）H30. 4. 1 施行、（有害物質使用特定施設設置事業場等における土地の形質変更の届出義務の拡大（900 m ² 以上））H31. 4. 1 施行
平成 30 年 9 月 18 日	土壤汚染に係る環境基準の一部改正（1, 2-ジクロロエチレンの見直し）H31. 4. 1 施行
平成 30 年 9 月 28 日	土壤汚染対策法施行令の一部改正（1, 2-ジクロロエチレンの見直し）H31. 4. 1 施行

化学物質関係

平成 11 年 7 月 13 日	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律公布 13. 4. 1 施行（改正 11. 12. 22、14. 12. 13）
平成 11 年 7 月 16 日	ダイオキシン類対策特別措置法公布 12. 1. 15 施行（改正 11. 12. 22、12. 5. 31、15. 6. 18、16. 4. 21、16. 6. 9、17. 4. 27、18. 6. 1）
平成 11 年 12 月 20 日	環境やまがた推進本部「内分泌かく乱等化学物質問題専門部会」設置（廃止）
平成 11 年 12 月 27 日	ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壤の汚染に係る環境基準告示 12. 1. 15 施行（改正 14. 7. 22）

協定関係

昭和 47 年 7 月 27 日	県と酒田市、住友軽金属工業（株）と公害防止に関する協定締結（62. 2. 18 廃止）（49. 7. 27 細目協定締結 62. 2. 18 廃止）
------------------	----------------------------------------------------------------------------

昭和 48 年 2 月 5 日	県と 2 市 3 町、東北電力（株）と公害防止に関する協定締結（改正 S48. 4. 5、48. 5. 31、52. 4. 28、56. 10. 8、H18. 2. 1）
昭和 49 年 1 月 8 日	県と 2 市 3 町、酒田共同火力発電（株）と公害防止に関する細目協定締結（改正 S52. 4. 28、56. 10. 8、H18. 2. 1）
昭和 58 年 9 月 21 日	県と酒田市、住軽アルミ鋳造（株）と公害防止に関する細目協定書の暫定協定締結（60. 9. 21 再締結 62. 2. 18 廃止）
昭和 62 年 2 月 18 日	県と酒田市、住軽アルミ鋳造（株）と公害防止に関する協定締結（8. 12. 9 廃止）

石綿健康被害救済関係

平成 18 年 2 月 10 日	石綿による健康被害の救済に関する法律公布 18. 3. 27 施行（改正 19. 3. 31、19. 4. 23、19. 7. 6、20. 6. 18、21. 5. 1、22. 3. 31、23. 8. 30、24. 3. 31、25. 6. 26、26. 5. 30、26. 6. 13）
平成 20 年 6 月 18 日	石綿による健康被害の救済に関する法律の一部改正（医療費・療養手当の対象期間の拡大等）

放射線対策関係

平成 23 年 3 月 11 日	東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故発生
平成 23 年 8 月 30 日	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法公布及び一部施行（24. 1. 1 全面施行）（改正 24. 6. 27、25. 6. 21、27. 5. 20）
平成 24 年 6 月 27 日	環境基本法の改正（24. 9. 19 施行） (これまで原子力基本法その他の関係法律で定めるところによるとされてきた放射性物質による環境の汚染の防止のための措置を環境法体系のもとに位置付け)

環境教育関係

平成 6 年 3 月	山形県環境教育指針—学校における環境教育を推進するために—策定
平成 7 年 3 月	小学校環境教育指導資料—みんなでつくるやまがたのかんきょう—を作成・配付
平成 8 年 3 月	中学校環境教育指導資料—共に創る山形の環境—を作成・配付 「環境教育を推進するための学校教育活動に関する研究」を作成・配付
平成 9 年 3 月	高等学校環境教育指導資料—地域と創る山形の環境—を作成・配付
平成 9 年 11 月 17 日	第 1 回環境学習フォーラム開催
平成 10 年 9 月 5 日	第 2 回環境学習フォーラム開催
平成 11 年 11 月 13 日	第 3 回環境学習フォーラム開催
平成 12 年 11 月 11 日	第 4 回環境学習フォーラム開催
平成 14 年 6 月	「高校生エコアクション」の実施（庄内地区）
平成 15 年 6 月	「高校生エコアクション」の実施（置賜・最上地区）

平成 15 年 7 月 25 日	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（環境保全活動・環境教育推進法）成立・公布 16. 10. 1 全面施行
平成 16 年 6 月	「高校生エコアクション」の実施（村山地区）
平成 16 年 8 月 11 日	環境やまがた推進本部「山形県環境教育推進専門部会」設置
平成 16 年 9 月	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針閣議決定
平成 17 年 2 月	山形県環境教育推進方針策定
平成 18 年 1 月 23 日	山形県環境教育推進協議会および専門調査委員会設置
平成 19 年 3 月 7 日	山形県環境教育推進協議会「山形県の学校教育における環境教育の在り方について」（報告）
平成 19 年 3 月	山形県環境教育指針の改訂
平成 23 年 6 月 8 日	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律 成立 23. 6. 15 公布 24. 10. 1 全面施行
平成 24 年 6 月	環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針 閣議決定
平成 24 年 9 月	山形県環境教育推進協議会設置
平成 25 年 3 月	山形県環境教育行動計画策定
平成 26 年 3 月	山形県環境教育指針改訂
平成 30 年 3 月	山形県環境教育行動計画【中間見直し版】策定

環境影響評価関係

昭和 59 年 8 月 28 日	環境影響評価実施要綱閣議決定
平成 3 年 12 月 18 日	山形県環境影響評価指導要綱制定 4. 4. 1 施行（12. 4. 1 廃止）
平成 9 年 6 月 13 日	環境影響評価法公布 11. 6. 12 全面施行（改正 11. 7. 16、11. 12. 22、23. 4. 27 25. 6. 21、26. 5. 21、26. 6. 4）
平成 11 年 7 月 23 日	山形県環境影響評価条例制定 12. 4. 1 全面施行 (改正 12. 3. 21、12. 12. 22、15. 3. 18、22. 3. 19、24. 3. 21、25. 3. 22、27. 3. 20、 29. 12. 26)
	山形県環境影響評価条例施行規則制定 12. 4. 1 全面施行 (改正 12. 3. 21、12. 12. 22、13. 5. 8、13. 10. 19、15. 12. 5、18. 3. 10、23. 3. 29、 25. 3. 22、28. 7. 19、29. 12. 26)
平成 12 年 2 月 28 日	山形県環境影響評価技術指針告示（改正 19. 5. 1、30. 3. 30）

国際協力関係

平成 11 年	自治体職員協力交流事業（自治省）の環境分野研修として、友好県省の中国黒龍江省から環境科学研究センターへ研修員を受入れ、同センター職員を同省ハルビン市へ派遣（～平成 17 年まで研修員受入れ、職員派遣を継続）
平成 18 年	JICA 草の根技術協力事業「松花江における農薬の水質検査システム構築支援事業」として環境科学研究センター職員を中国黒龍江省へ派遣、同省の研修員受入れ（平成 20 年までの 3 か年事業）
平成 21 年	JICA 草の根技術協力事業 「残留農薬分析技術の普及による松花江の環境保

- 「全支援事業」を受託（平成 23 年までの 3 か年事業）、環境科学研究センター職員を中国黒龍江省へ派遣、同省の研修員受入れ
平成 25 年
- JICA 草の根技術協力事業 「有害大気汚染物質モニタリング技術の普及による黒龍江省の大気環境保全支援事業」を受託（平成 27 年までの 3 か年事業）、環境科学研究センター職員を中国黒龍江省へ派遣、同省の研修員受入れ
平成 28 年
- JICA 草の根技術協力事業 「土壤汚染物質分析の確立による黒龍江省の土壤環境保全支援事業」を受託（平成 30 年までの 3 か年事業）、環境科学研究センター職員を中国黒龍江省へ派遣、同省の研修員受入れ